

第5部

関連資料

- 5-1. 洗濯表示 新旧対照表
- 5-2. クリーニング業の振興指針
- 5-3. クリーニング事故賠償基準
- 5-4. 連合会の歩み
- 5-5. 関連データ（施設数、クリーニング需要等推移）
- 5-6. 都道府県クリーニング組合名簿
- 5-7. 都道府県衛生主管課名簿
- 5-8. 都道府県生活衛生営業指導センター名簿
- 5-9. 関連官公庁・関連機関等電話帳

5-1. 洗濯表示 新旧対照表

JIS L 0001 表示記号に対するクリーニング業界の対応

2015年10月

厚生労働省 医薬・生活衛生局 生活衛生・食品安全部 生活衛生課
経済産業省 産業技術環境局 国際標準課
消費者庁 表示対策課

繊維製品に付けられる洗濯処理のための表示記号は、平成28年12月1日以降も、クリーニングの現状では、JIS L 0217の表示の繊維製品が持ち込まれることが想定されることに伴い、以下の通り、JIS L 0001とJIS L 0217による記号をグループ化した対比表を作成しましたのでご活用ください。

洗濯処理のための表示記号

JIS L 0217 : 1995			JIS L 0001 : 2014		
番号	表示記号	表示記号の意味	番号	表示記号	表示記号の意味
101		液温は、95℃を限度とし、洗濯ができる	190		液温は、95℃を限度とし、洗濯機で通常の洗濯処理ができる
JIS L 0217には対応する記号なし JIS L 0001 を参照して処理する			170		液温は、70℃を限度とし、洗濯機で通常の洗濯処理ができる
102		液温は、60℃を限度とし、洗濯機による洗濯ができる	160		液温は、60℃を限度とし、洗濯機で通常の洗濯処理ができる
			161		液温は、60℃を限度とし、洗濯機で弱い洗濯処理ができる

JIS L 0217 : 1995			JIS L 0001 : 2014		
番号	表示記号	表示記号の意味	番号	表示記号	表示記号の意味
JIS L 0217には対応する記号なし JIS L 0001を参照して処理する			150		液温は、50℃を限度とし、洗濯機で通常の洗濯処理ができる
			151		液温は、50℃を限度とし、洗濯機で弱い洗濯処理ができる
103		液温は、40℃を限度とし、洗濯機による洗濯ができる	140		液温は、40℃を限度とし、洗濯機で通常の洗濯処理ができる
104		液温は、40℃を限度とし、洗濯機の弱水流又は弱い手洗いがよい	141		液温は、40℃を限度とし、洗濯機で弱い洗濯処理ができる
			142		液温は、40℃を限度とし、洗濯機で非常に弱い洗濯処理ができる
			JIS L 0217には対応する記号なし JIS L 0001を参照して処理する		
105		液温は、30℃を限度とし、洗濯機の弱水流又は弱い手洗いがよい	130		液温は、30℃を限度とし、洗濯機で通常の洗濯処理ができる
			131		液温は、30℃を限度とし、洗濯機で弱い洗濯処理ができる
106		液温は、30℃を限度とし、弱い手洗いがよい。洗濯機は使用できない	132		液温は、30℃を限度とし、洗濯機で非常に弱い洗濯処理ができる
			110		液温は、40℃を限度とし、手洗いによる洗濯処理ができる
107		水洗いはできない	100		洗濯処理はできない

漂白処理のための表示記号

JIS L 0217 : 1995			JIS L 0001 : 2014		
番号	表示記号	表示記号の意味	番号	表示記号	表示記号の意味
201		塩素系漂白剤による漂白ができる	220		塩素系及び酸素系漂白剤による漂白処理ができる
JIS L 0217 には対応する記号なし JIS L 0001 を参照して処理する			210		酸素系漂白剤による漂白処理ができるが、塩素系漂白剤による漂白処理はできない
202		塩素系漂白剤による漂白はできない	200		漂白処理はできない

乾燥のための表示記号

JIS L 0217 : 1995			JIS L 0001 : 2014		
番号	表示記号	表示記号の意味	番号	表示記号	表示記号の意味
JIS L 0217 には対応する記号なし JIS L 0001 を参照して処理する			320		洗濯処理後のタンブル乾燥処理ができる 高温乾燥：排気温度の上限は最高80℃
			310		洗濯処理後のタンブル乾燥処理ができる 低温乾燥：排気温度の上限は最高60℃
			300		洗濯処理後のタンブル乾燥処理はできない
601		つり干しがよい	440		つり干し乾燥がよい
			430		ぬれつり干し乾燥がよい

JIS L 0217 : 1995			JIS L 0001 : 2014		
番号	表示記号	表示記号の意味	番号	表示記号	表示記号の意味
603		平干しがよい	420		平干し乾燥がよい
			410		ぬれ平干し乾燥がよい
602		日陰のつり干しがよい	445		日陰でのつり干し乾燥がよい
			435		日陰でのぬれつり干し乾燥がよい
604		日陰の平干しがよい	425		日陰での平干し乾燥がよい
			415		日陰でのぬれ平干し乾燥がよい

アイロン処理のための表示記号

JIS L 0217 : 1995			JIS L 0001 : 2014		
番号	表示記号	表示記号の意味	番号	表示記号	表示記号の意味
301		アイロンは210℃を限度とし、高い温度(180～210℃まで)で掛けるのがよい	530		底面温度200℃を限度としてアイロン仕上げ処理ができる
302		アイロンは160℃を限度とし、中程度の温度(140～160℃まで)で掛けるのがよい	520		底面温度150℃を限度としてアイロン仕上げ処理ができる

JIS L 0217 : 1995			JIS L 0001 : 2014		
番号	表示記号	表示記号の意味	番号	表示記号	表示記号の意味
303		アイロンは120℃を限度とし、低い温度(80～120℃まで)で掛けるのがよい	510		底面温度110℃を限度としてスチームなしでアイロン仕上げ処理ができる
304		アイロン掛けはできない	500		アイロン仕上げ処理はできない

ドライクリーニングのための表示記号

JIS L 0217 : 1995			JIS L 0001 : 2014		
番号	表示記号	表示記号の意味	番号	表示記号	表示記号の意味
401		ドライクリーニングができる。溶剤は、パークロロエチレン又は石油系のものを使用する	620		パークロロエチレン及び記号Ⓔの欄に規定の溶剤でのドライクリーニング処理*ができる 通常の処理
			621		パークロロエチレン及び記号Ⓔの欄に規定の溶剤でのドライクリーニング処理*ができる 弱い処理
402		ドライクリーニングができる。溶剤は、石油系のものを使用する	610		石油系溶剤（蒸留温度150℃～210℃、引火点38℃～）でのドライクリーニング処理*ができる 通常の処理
			611		石油系溶剤（蒸留温度150℃～210℃、引火点38℃～）でのドライクリーニング処理*ができる 弱い処理

注*)：ドライクリーニング処理は、タンブル乾燥を含む。

JIS L 0217 : 1995			JIS L 0001 : 2014		
番号	表示記号	表示記号の意味	番号	表示記号	表示記号の意味
403		ドライクリーニング はできない	600		ドライクリーニング 処理ができない

ウェットクリーニングのための表示記号

JIS L 0217 : 1995			JIS L 0001 : 2014		
番号	表示記号	表示記号の意味	番号	表示記号	表示記号の意味
JIS L 0217には対応する記号なし JIS L 0001を参照して処理する			710		ウェットクリーニング 処理ができる 通常の処理
			711		ウェットクリーニング 処理ができる 弱い処理
			712		ウェットクリーニング 処理ができる 非常に弱い処理
			700		ウェットクリーニング 処理はできない

5-2. クリーニング業の振興指針

(平成 26 年 3 月 13 日)
(厚生労働省告示第 75 号)

生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和 32 年法律第 164 号）第 56 条の第 2 第 1 項の規定に基づき、クリーニング業の振興指針（平成 21 年厚生労働省告示第 39 号）の全部を次のように改正し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

クリーニング業の営業者が、クリーニング業法（昭和 25 年法律第 207 号）等の衛生規制に的確に対応しつつ、現下の諸課題にも適切に対応し、経営の安定及び改善を図ることは、国民生活の向上に資するものである。

このため、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和 32 年法律第 164 号。以下「衛生法」という。）第 56 条の第 2 第 1 項に基づき、クリーニング業の振興指針を定めてきたところであるが、今般、営業者、生活衛生同業組合（生活衛生同業小組合を含む。以下「組合」という。）等の事業の実施状況等を踏まえ、営業者、組合等の具体的活用に至るよう、実践的かつ戦略的な指針として全部改正を行った。

今後、営業者、組合等において本指針が十分に活用されることを期待するとともに、新たな衛生上の課題や経済社会情勢の変化、営業者及び消費者等のニーズを反映して、適時かつ適切に指針を改定するものとする。

第一 クリーニング業を取り巻く状況

一 クリーニング業の事業者の動向

クリーニング業は、国民の衛生的で快適な衣料及び住環境を確保するとともに、家事労働の代替サービスを提供することにより、国民生活の向上に大いに寄与してきたところである。しかし、近年、家庭用洗濯機及び洗剤の進歩、コインランドリーの普及、形態安定素材を使用した衣料の普及、大規模企業による取次チェーン店の展開や無店舗型取次サービスといった新しい営業形態を採る企業との競争の激化など、クリーニング業を取り巻く経営環境は大きく変化している。

クリーニング業の施設数は 118,188 施設（平成 24 年度末）であり、10 年前と比較して 38,924 施設の減となっている。従業クリーニング師数は 51,190 人であり、10 年前と比較して 14,102 人の減となっている（厚生労働省「衛生行政報告例」による）。従業者数 5 人未満の事業

者が 70.6%で、経営者の年齢については、60 歳から 69 歳の者の割合が 38.0%、70 歳以上の者の割合が 35.4%となっている（厚生労働省「生活衛生関係営業経営実態調査」による）。

経営上の課題としては（複数回答）、「客数の減少」を最も多くあげており、次に多い問題点としては、「客単価の減少」、「材料費の上昇」、「燃料費の上昇」、「施設・設備の老朽化」等となっている（厚生労働省「生活衛生関係営業経営実態調査」による）。

二 消費動向

平成 24 年の 1 世帯（2 人以上の世帯）の洗濯代の支出額は 7,372 円で前年比 91 円の増で、平成 14 年の支出額を 100 とした場合、平成 24 年の支出額は 68.8 となっている（総務省「家計調査報告」による）。

三 営業者の考える今後の経営方針

営業者の考える今後の経営方針としては（複数回答）、「接客サービスの充実」28.6%、「廃業」26.3%、「価格の見直し」15.1%、「広告・宣伝等の強化」12.9%、「専門店化・高級店化」12.0%となっている（厚生労働省「生活衛生関係営業経営実態調査」による）。

第二 前期の振興計画の実施状況

都道府県別に設立されたクリーニング業の組合（平成 25 年 12 月末現在で 47 都道府県で設立）においては、前期のクリーニング業の振興指針（平成 21 年厚生労働省告示第 39 号）を踏まえ、振興計画を策定、実施しているところであるが、当該振興計画について、全 5 年のうち 4 年終了時である平成 24 年度末に実施した自己評価は次表のとおりである。

なお、国による予算措置（補助金）については、政策目的の達成状況の検証及び事業の適切かつ効果的な実施の観点から、「生活衛生関係営業の振興に関する検討会」の下に設けられた「生活衛生関係営業対策事業費補助金審査・評価会」において、審査から評価まで一貫して行う等、必要な見直し措置を講じている。

このため、組合及び生活衛生同業組合連合会（以下「連合会」という。）等においても、振興計画に基づき事業を実施する際は、成果目標及び事業目標を可能な限り明確化した上で、達成状況につ

表 振興計画の実施状況についての各組合による自己評価

(単位：%)

	事業名	達成	概ね達成	主な事業
1	衛生に関する知識及び意識の向上に関する事業	11%	35%	・衛生管理等に関する講習会の開催 ・衛生管理マニュアルの作成・配布 ・ドライチェッカーの普及
2	施設及び設備の改善に関する事業	0%	17%	・店舗特性を踏まえた改装や設備の導入投資が見られる
3	利用者の利益の増進に関する事業	20%	59%	・講習会の開催 ・消費者意識調査の実施 ・ホームページの開設 ・苦情相談窓口の開設 ・標準営業約款の登録促進
4	経営管理の合理化及び効率化に関する事業	33%	41%	・経営講習会、各種研修会の開催
5	営業者及び従業員の技能の改善向上に関する事業	22%	48%	・技術講習会の開催 ・ワイシャツ仕上げ競技大会の開催
6	事業の共同化及び協業化に関する事業	15%	24%	・共同購入の実施 ・共同宣伝の実施
7	取引関係の改善に関する事業	26%	28%	・関係業界等との情報交換会の開催
8	従業者の福祉の充実に関する事業	6%	33%	・共済制度の加入促進 ・定期健康診断の実施
9	事業の承継及び後継者支援に関する事業	22%	50%	・後継者育成支援のための研修会等の開催 ・青年部の育成
10	環境の保全に関する事業	13%	28%	・講習会の開催 ・VOC 対策の実施
11	少子・高齢化社会への対応に関する事業	13%	13%	・高齢者住宅向け訪問サービスの研究
12	地域との共生に関する事業	20%	48%	・地域イベントへの参加 ・各種ボランティア事業への協力

いても評価を行う必要がある。

当該振興計画等の実現に向けて、組合及び連合会においては、振興指針、振興計画の内容について広く広報を図り、組合未加入営業者への加入勧誘を図ることが期待されている。

組合への加入、非加入は営業者の任意であるが、生衛法の趣旨、組合の活動内容等を詳しく知らない新規開設者等の営業者がいることも考えられるため、都道府県、保健所設置市への営業の許可申請、届出等の際に、営業者に対して、生衛法の趣旨、関係する組合の内容、所在地、連絡先等について情報提供等の取組の実施が求められる。

第三 クリーニング業の振興の目標に関する事項

一 営業者の直面する課題と地域社会から期待される役割

クリーニング業は、国民の衛生的で快適な衣料及び住環境を確保するとともに、家事労働の代替サービスを提供することにより、国民生活の向上に大いに寄与してきた。こうした重要な役割をクリーニング業が引き続き担い、国民生活の向上に貢献できるよう、経営環境や国民のニーズ、衛生

課題に適切に対応しつつ、各々の営業者の経営戦略に基づき、その特性を活かし、事業の安定と活力ある発展を図ることが求められる。

また、新たな素材による繊維製品の普及等により、クリーニング事故や苦情は多いため、事故等の防止のための取組みを推進し、利用者の信頼を得る営業を目指すことが必要である。さらに、環境保全についての国民の関心は一層高くなっており、ドライクリーニング溶剤等の化学物質を使用する機会が多いクリーニング業にとっては、ドライクリーニング溶剤等の化学物質に対する環境規制の強化も踏まえ、臭気、騒音等のクリーニング所の環境面での配慮、環境保全対策に積極的に取り組んでいくことが重要である。また、住居地域等において引火性溶剤を用いるクリーニング所については建築基準法（昭和25年法律第201号）への対応が求められている。

あわせて、高齢者や障害者等のニーズに的確に即応することで、クリーニング業の営業者の地域住民が日常生活を送るために必要なセーフティネットとしての役割や地域における重要な構成員としての位置づけが強化され、生活者の安心を支える役割を担うことが期待される。社会全体の少

子高齢化の中で、営業者自身の高齢化による後継者問題に加え、従業者等への育児支援等も課題となっている。

ISO への整合化を図るための繊維製品の取扱いに関する JIS 表示の見直しの動向に、適切に対応していく必要がある。

各営業者は、これらを十分に認識し、衛生水準の向上、技術及びサービスの向上、クリーニング事故の防止及び利用者への情報提供、環境保全の推進等、各般の安全安心対策に積極的に取り組むことにより、クリーニング業に対する利用者の理解と信頼の向上を図ることを目標とすべきである。

二 今後 5 年間(平成 26 年度から平成 30 年度末まで)における営業の振興の目標

1 衛生問題への対応

クリーニング業は、人体の分泌物、ほこり、微生物等により汚染された衣料等を処理する営業であり、病原微生物に汚染されたおそれのある衣料等を洗濯することによる公衆衛生上の危害の発生を防止するため、その取扱い及び処理を衛生的かつ適正に行うことは、営業者の責務である。

また、石油系溶剤等の残留による健康被害が生じないように留意することが必要である。衛生課題は、営業者の地道な取組が中心となる課題と、新型インフルエンザへの対応のように、営業者にとどまらず、保健所等衛生関係機関や都道府県生活衛生営業指導センター(以下「都道府県指導センター」という。)等との連携を密にして対応すべき課題とに大別される。衛生問題は、営業者が一定水準の衛生管理を行っている場合、通常、発生するものではないため、発生防止に必要な費用及び手間について判断しにくい特質がある。しかし、一旦、衛生上の問題が発生した場合には、多くの消費者に被害が及ぶことはもとより、営業自体の存続が困難になる可能性があることから、日頃からの地道な衛生管理の取組が重要である。また、こうした衛生問題は、個々の営業者の問題にとどまらず、業界全体に対する信頼を損ねることにもつながることから、組合及び連合会には、組合員、非組合員双方の営業者が自覚と責任感を持ち、衛生水準の向上が図られるよう、継続的に知識及び意識向上に資する普及啓発や適切な指導及び支援に努めることが求められる。

とりわけ、零細な営業者は重要な公衆衛生情報の把握が困難となる場合が考えられるため、これら営業者に対する組合加入の促進や公衆衛生情報の提供が円滑に行われることが期待される。

さらに、クリーニング師研修については、営業者のニーズを踏まえ、研修内容の充実や受講しや

すい環境を図りながら、受講率の向上に向けた取組をさらに進めていく必要がある。

2 経営方針の決定と消費者・地域社会への貢献

家庭用洗濯機及び洗剤の進歩、コインランドリーの普及、形態安定素材を使用した衣料の普及等により利用者の家計支出に占めるクリーニングに関する支出も減少している。また、大規模企業による取次チェーン店の展開や無店舗型取次サービスといった新しい営業形態を採る企業の参入等による過当競争の激化が見られるとともに、原材料価格が高騰するなど、営業者を取り巻く経営環境は厳しいものとなっている。

こうした中で、営業者は、消費者のニーズや世帯動向等を的確に把握し、専門性や地域密着、対面販売等の特性を活かし、競争軸となる強みを見出し、独自性を十分に発揮し、経営展開を行っていくことが求められる。

特に、利用者のニーズも高度化する中で、専門性や技術力を活かして、利用者の立場に立って付加価値を高めるとともに、仕上げ等のサービスの質やこれに対応した価格に関する認知度を高め、サービスの違いを明確に打ち出すことによって、差別化を図り、顧客を増やしていくことが重要である。

また、衣類の素材が多様化する中で、衣類等の保全に係る総合的なサービス業として、地域の衣類に関する情報ステーションとしての役割を担い、衣類以外の洗濯物の取扱いや保管サービスなどサービスの多様化を図ることも重要である。

安定した経営のために、組合等が推進する共同事業やマシン・リング方式の活用による経営の効率化に努めることも重要である。

さらに、消費者の苦情や事故を防ぐために、受付を行う従業者の知識や説明の水準の向上、事故が生じた後の苦情処理の適正化、責任賠償保険への加入促進に業界をあげて取り組んでいくことが期待される。

他方、人口減少、少子高齢化及び過疎化の進展は、営業者の経営環境を厳しくする一方、買い物場所や移動手段など日常生活に不可欠な生活インフラそのものを弱体化させる側面があることから、高齢者や障害者、子育て・共働き世帯等が身近な買い物に不便・不安を感じさせる、いわゆる「買い物弱者」の問題を顕在化させる。地域に身近な営業者の存在は、買い物弱者に代りながら高齢者等から頼られる位置づけを確立し、中長期的な経営基盤の強化につながることを期待される。

特に、高齢化が進展する中で、来店することが困難な高齢者が増加していくことが予想されるこ

とから、これらの者に対する集配サービスを推進していくことが期待される。こうしたシニア層向けのサービスの提供は、単に売上げを伸ばすだけでなく、地域社会が抱える問題の課題解決や地域経済の活性化にも貢献するものであり、これら取組を通じた経営基盤の強化により、大手資本によるチェーン店との差別化にもつながるものと期待できる。

3 税制及び融資の支援措置

クリーニング業の組合又は組合員には、税制優遇措置及び日本政策金融公庫を通した低利融資を受ける仕組みがある。

税制措置については、組合が共同利用施設を取得した場合の特別償却制度が設けられており、組合において共同配送用車輛及び共同蓄電設備の購入時や組合の会館を建て替える際などに活用することができる。

融資については、対象設備及び運転資金について、振興計画を策定している組合の組合員（営業者）が借りた場合に、対象設備については、日本政策金融公庫の基準金利よりも低率の融資を受けることができる。また、各都道府県の組合が作成した振興計画に基づき、一定の会計書類を備えている営業者が所定の事業計画を作成して設備資金及び運転資金を借りた場合、より低い低利融資の仕組み（振興事業促進支援融資制度）が設けられており、特に設備投資を検討する営業者には、積極的な活用が期待される。

三 関係機関に期待される役割

1 組合及び連合会に期待される役割

組合及び連合会には、独自の財源や国から受ける生活衛生関係営業対策事業費補助金を活用して、営業者の直面する衛生問題及び経営課題に対する適切な支援事業を実施することが期待される。

事業の実施に際しては、有効性及び効率性（費用対効果）の観点から、計画期間に得られる成果目標を明確にしながら事業の企画立案・実施を行い、得られた成果については適切に効果測定する等、事業の適切かつ効果的な実施に努めることが求められる。

また、事業効果を最大限発揮し事業成果を広く国民や社会に還元できるよう、都道府県指導センター、保健所等衛生関係機関、日本政策金融公庫支店等との連携及び調整を行うことが期待される。

2 都道府県指導センター及び日本政策金融公庫に期待される役割

多くの営業者が経営基盤が脆弱な中小零細事業者であることに鑑み、都道府県指導センター及び日本政策金融公庫において、営業者へのきめ細か

な相談・指導その他必要な支援を行うなどし、予算措置（補助金）、金融措置（融資）、税制措置等の有効的な活用を図ることが期待される。

とりわけ、金融措置（融資）については、審査・決定を行う日本政策金融公庫において営業者が利用しやすい融資の実施、生活衛生関係営業に係る経済金融事情等の把握及び分析に努め、関係団体に情報提供するとともに、日本政策金融公庫と都道府県指導センターが協力して、手続きや計画作成に不慣れな営業者への支援の観点から、融資に係るきめ細かな相談及び融資手続きの簡素化を行うことが期待される。低利融資制度については、各営業者の事業計画作成が前提とされることから、本指針の内容を踏まえ、営業者の戦略性を引き出す形での指導を行うことが求められる。

3 国及び公益財団法人全国生活衛生営業指導センターに期待される役割

国及び公益財団法人全国生活衛生営業指導センター（以下「全国指導センター」という。）は、公衆衛生の向上及び営業の健全な振興を図る観点から、都道府県及び連合会と適切に連携を図り、信頼性の高い情報の発信、的確な政策ニーズの把握等を行う必要がある。また、予算措置（補助金）、金融措置（融資）、税制措置を中心とする政策支援措置については、営業者の衛生水準の確保、経営の安定に最大限の効果が発揮できるよう、安定的に所要の措置を講じるとともに、制度の活性化に向けた不断の改革の取組が必要である。

また、全国指導センターにおいては、地域で孤立する小規模営業者のほか、大規模チェーン店に対しても、組合加入の働きかけや公衆衛生情報の提供機能の強化を行うため、関係の組合及び連合会との連携を促すための取組が求められる。

第四 クリーニング業の振興の目標を達成するために必要な事項

クリーニング業の目標を達成するために必要な事項としては、次に掲げのように多岐にわたるが、営業者においては、衛生水準の向上等のために必須で取り組むべき事項と、戦略的経営を推進するために選択的に取り組むべき事項の区別を行うことで、課題解決と継続的な成長を可能にし、国民生活の向上に貢献することが期待される。

また、組合及び連合会においては、組合員である営業者等に対する指導・支援、消費者のクリーニング業への信頼向上に資する事業の計画的な推進が求められる。

このために必要となる具体的取組としては、次に掲げるとおりである。

一 営業者の取組

1 衛生水準の向上に関する事項

(1) 日常の衛生管理に関する事項

近年のセレウス菌、ノロウイルス等の感染症の発生状況を踏まえ、クリーニング業においても、公衆衛生の見地から感染症対策の充実を図ることが要請されている。このため、洗濯前の衣料と洗濯後の衣料の適切な区分け、消毒等の処理、施設及び設備の清潔保持と従業員への衛生教育の徹底や健康管理を行うべきである。また、石油系溶剤の残留による化学やけどの防止のため、ドライチェッカー(石油系溶剤残留測定機)による溶剤の乾燥状態の確認の励行にも取り組むべきである。

(2) 衛生面における施設及び設備の改善に関する事項

営業者は、店舗の内外装を美しく、かつ、衛生的にすることが基本であり、取次所や洗濯物の集配車を含めて、洗濯前の衣料と洗濯後の衣料を区分するなど、一定の衛生水準を保つ構造設備にするよう留意するとともに、石油系溶剤の残留による健康被害が生じないような設備の点検及び整備に努めるものとする。

2 経営課題への対処に関する事項

個別の経営課題への対処については、営業者の自主的な取組が前提であるが、多様な消費者の要望に対応する良質なサービスを提供し、国民生活の向上に貢献する観点から、営業者においては、経営改革に積極的に取り組むことが期待される。特に、家族経営等の小規模店は、営業者や従業員が変わることはほとんどないため、経営手法が固定的になりやすい面があるが、経営意識の改革を図り、以下の事項を選択的に取り組んでいくことが期待される。

(1) 経営方針の明確化及び独自性の発揮に関する事項

現在置かれている経営環境や市場を十分に把握、分析し、専門性や技術力、立地条件等の特性を踏まえ、強みを見出し、経営方針を明確化し、自店の付加価値や独自性を高めていくとともに、経営管理の合理化及び効率化を図ることが必要である。

- ア 自店の立地条件、顧客層、資本金、経営能力、技術力等の経営上の特質の把握
- イ 周辺競合店に関する情報収集と比較
- ウ ターゲットとする顧客層の特定
- エ 重点サービスの明確化
- オ 店のコンセプトの明確化
- カ 経営手法、熟練技能、専門的知識の習得・伝承や後継者の育成

- キ 若手人材の活用による経営手法の開拓
- ク 共同仕入れや共同配送等の共同事業の推進
- ケ 都道府県指導センター等の経営指導機関による経営診断の積極的活用

(2) サービスの見直し及び向上に関する事項

多様化する消費者のニーズやライフスタイル、世帯構造の変化に適確に対応し、消費者が安心して利用できるよう、サービスや店づくりの充実や情報提供の推進に努め、消費者の満足度を向上させることが重要であることから、以下の事項を選択的に取り組むことが期待される。

- ア 「技術」と「こだわり」による独自サービスの提供
- イ 仕上りの違いの体験のためのお試しサービス
- ウ 特殊なシミ抜き、丁寧な仕上げ等のサービスの見直し
- エ 抗菌・UV加工等付加価値加工
- オ 和服のクリーニング
- カ 衣類以外のクリーニングサービスの提供
- キ 季節外衣料の有料保管の実施
- ク リフォーム
- ケ 集配サービス
- コ 衣料の特徴に合った洗濯・保管に関する知識の消費者への情報提供
- サ マニュアルを超えた「おもてなしの心(気配り・目配り・心配り)」による温もりのあるサービスの提供
- シ 顧客との信頼関係の構築
- ス 立地条件及び経営方針に照らした営業日及び営業時間の見直し

(3) 施設及び設備の改善に関する事項

営業者は、施設及び設備の改善のため、以下の事項に取り組むことが期待される。

- ア 定期的な内外装の改裝
- イ 各店舗の特性を踏まえた清潔な雰囲気との醸成
- ウ 高齢者、障害者等に配慮したバリアフリー対策の実施
- エ サービスの高付加価値化、生産性の向上
- オ 従業員の安全衛生の確保、労働条件の改善
- カ 環境保全の推進
- キ 節電・省エネルギーの推進
- ク 建築基準法への対応

(4) 情報通信技術を利用した新規顧客の獲得及び顧客の確保に関する事項

営業者は、情報セキュリティの管理に留意しつつ、インターネット等の情報通信技術を効果的に活用する等、以下の事項を選択的に取り組むこと

が期待される。

- ア インターネット等の活用による割引サービスの実施、異業種との提携
 - イ ホームページの開設等、積極的な情報発信によるプロモーションの促進
 - ウ 顧客情報のデータベース化等による適切な管理
 - エ ダイレクトメールの郵送や広報チラシの配布
 - オ フレジットカード決済、電子決済、フリーニングギフト券の導入・普及
- (5) 表示の適正化と苦情の適切な処理に関する事項

営業者は、店外を始めとして、利用者の見やすい場所にサービスの項目及び料金並びに苦情の申出先を明示するものとする。

また、営業者は、全国指導センターが定めるサービスの内容並びに施設及び設備の表示の適正化に関する事項等を内容とするクリーニング業の標準営業約款に従って営業を行う旨の登録をし、標識及び当該登録に係る約款の要旨を掲示するよう努めるものとする。さらに、クリーニング師研修及び業務従事者講習の修了の店頭表示に努めるものとする。クリーニング業は、受託した衣料の破損、仕上がりへの不満等事故や苦情が生じやすい業態である。このため、洗濯物の受取及び引渡しの際には、処理方法等について利用者に対する十分な説明に努めなければならない。そのため、新たな衣料に関する知識の取得等により、事故の未然防止に努めるとともに、事故が生じた場合には、適切かつ誠実な苦情処理と賠償責任保険等を活用した損害の補填により、利用者との信頼関係の維持向上に努めるものとする。

- (6) 従業員の資質の向上に関する事項

クリーニング業の新たな発展を期するためには、技術力、情報収集力、人的能力等の質的な経営資源を充実し、経営力の強化を図る必要があるが、特に人材の育成は、経営上の重要な点である。

したがって、営業者は、従業員の資質の向上に関する情報を収集し、繊維製品に関する知識を習得するなど、進んで自己研さんに努め、従業員が衣料の受取時に利用者に対して行う素材、色、デザイン、仕上がりに関する事前説明を徹底するなど、職場内指導を充実するとともに、自治体、都道府県指導センター、組合等の実施するクリーニング師研修会への積極的参加や講習会等あらゆる機会を活用して従業員の資質の向上を図り、その能力を効果的に発揮できるよう努めるとともに、適正な労働条件の確保に努めるものとする。

二 営業者に対する支援に関する事項

1 組合及び連合会による営業者の支援

組合及び連合会においては、営業者の自立的な経営改革を支援する都道府県指導センター等の関係機関との連携を密にし、次に掲げる事項を中心に積極的な支援に努めることが期待される。

- (1) 衛生に関する知識及び意識の向上に関する事項

営業者に対して衛生管理を徹底するための研修会及び講習会の開催、営業者及びクリーニング師の衛生管理の手引の作成等による普及啓発、基礎的技術の改善、感染症、化学やけど等の新たな健康被害に関する研究の推進及び新技術の研究開発並びに衛生管理体制の整備充実に努めるものとする。

- (2) 施設及び設備の改善に関する事項

衛生水準の向上、経営マネジメントの合理化及び効率化、消費者の利益の増進、建築基準法への対応等に資するための、施設及び設備の改善に関する指導、助言、情報提供等、必要な支援に努めること。

- (3) 消費者利益の増進に関する事項

サービスの適正表示や苦情処理の対応に関するマニュアルの作成による普及啓発、クリーニング物の誤配防止のための取組の推進に努めるものとする。

また、時代の変化を踏まえた「クリーニング事故賠償基準」の見直しを適宜行うとともに、クリーニング製品の安全・安心に係る危機管理マニュアルの作成、賠償責任保険への加入促進、利用者の意見等に関する情報の収集及び提供並びに消費者教育支援センター等との連携による利用者のクリーニング業に対する正しい知識の啓発普及に努めるものとする。

- (4) 経営マネジメントの合理化及び効率化に関する事項

先駆的な経営事例等経営管理の合理化及び効率化に必要な情報、立地条件等経営環境に関する情報並びにクリーニング業界の将来の展望に関する情報の収集及び整理並びに営業者に対するこれらの情報提供に努めるものとする。

- (5) 営業者及び従業員の技能の向上に関する事項

クリーニング師等の資質の改善向上を図るための研修会、講習会及び技能コンテストの開催等教育研修制度の充実強化に努めるものとする。また、自治体が主催するクリーニング師研修会の受講の支援及び受講促進に努めるものとする。

- (6) 事業の共同化及び協業化に関する事項

事業の共同化及び協業化の企画立案並びに実

施に係る指導に努めるものとする。特に、経営環境の悪化や住宅密集地域におけるクリーニング所の立地の困難化及び営業者の高齢化が進む中で、組合や経営方針を同じくする営業者間でクリーニング工場の共同化、自店では特定の分野の商品の処理に特化し、それ以外の商品は各々の分野に特化した他の営業者へ依頼を行う方式（マシーン・リング方式）についての指導に努めるものとする。また、公害防止用設備及び付帯設備の導入においても、営業者間での協業化の推進及び指導に努めるものとする。

(7) 取引関係の改善に関する事項

共同購入等取引面の共同化の推進、クリーニング機械業界、資材業界等の関連業界の協力を得ながらの取引条件の合理的改善及び組合員等の経済的地位の向上に努めるものとする。また、関連業界と連携を深め、情報の収集及び交換の機会の確保に努めるものとする。

(8) 従業員の福祉の充実に関する事項

従業員の労働条件整備、作業環境の改善及び健康管理充実のための支援、医療保険（国民健康保険又は健康保険）、年金保険（国民年金又は厚生年金保険）及び労働保険（雇用保険及び労働者災害補償保険）の加入等に係る啓発、組合員等の大多数の利用に資する福利厚生の実施並びに共済制度（退職金、生命保険等）の整備及び強化に努めるものとする。

さらに、男女共同参画社会の推進及び少子・高齢化社会への適切な対応に配慮した従業員の福祉の充実に努めるものとする。

(9) 事業の承継及び後継者支援に関する事項

事業の円滑な承継に関するケーススタディ及び成功事例等の経営知識の情報提供の促進を図るために必要な支援に努めること。

2 行政施策及び政策金融による営業者の支援及び消費者の信頼の向上

(1) 都道府県指導センター

組合との連携を密にして、以下に掲げる事項を中心に積極的な取組に努めることが期待される。

ア 営業者に対する経営改善の具体的指導、助言等の支援

イ 消費者からの苦情及び要望の営業者への伝達

ウ 消費者の信頼の向上に向けた積極的な取組

エ 都道府県（保健所）と連携した組合加入促進に向けた取組

(2) 全国指導センター

都道府県指導センターの取組を推進するため、以下に掲げる事項を中心に積極的な取組に努める

ことが期待される。

ア 営業者の経営改革の取り組みに役立つ情報の収集・整理・情報提供

イ 危機管理マニュアルの作成

ウ 苦情処理マニュアルの作成

エ 標準営業約款の登録の促進

オ クリーニング師研修及び従事者講習の充実、受講しやすい環境の整備

カ 効果測定の実施及び政策提言機能の強化

キ 公衆衛生情報の提供機能の強化

(3) 国及び都道府県

クリーニング業に対する消費者の信頼の向上及び営業の健全な振興を図る観点から、以下に掲げる事項を中心に積極的な取組に努めること。

ア クリーニング業法等関係法令の施行業務等を通じたクリーニング師研修及び従事者講習の実施、研修内容の充実、受講しやすい環境の整備、指導監督

イ 安全衛生に関する情報提供その他必要な支援

(4) 日本政策金融公庫

営業者の円滑な事業実施に資するため、以下に掲げる事項を中心に積極的な取組に努めることが期待される。

ア 営業者が利用しやすい融資の実施

イ 生活衛生関係営業に係る経済金融事情等の把握、分析及び情報提供

ウ 災害時等における速やかな相談窓口の設置

第五 営業の振興に際し配慮すべき事項

クリーニング業においては、他の生活衛生関係営業と同様に、衛生水準の確保と経営の安定のみならず、営業者の社会的責任として環境の保全や省エネルギーの強化、リサイクル対策の推進に努めるとともに、時代の要請である人口減少・高齢化等への対応、地域との共生、東日本大震災への対応といった課題に応じていくことが要請される。個々の営業者の取組が中心となる課題と、関係者が営業者を支援することで推進が図られる課題とがある。こうした課題に適切に対応することを通じて、地域社会に確固たる位置づけを確保することが期待される。

一 環境の保全及び省エネルギーの強化、リサイクル対策の推進

1 営業者に期待される役割

(1) 公害防止用設備の導入、産業廃棄物の適正処理

(2) 省エネルギー対応のボイラー機器、空調設備、太陽光発電設備、低公害（ハイブリッド）

車、電気自動車等の導入

- (3) 節電に資するLED照明、蓄電設備等の導入
- (4) 温室効果ガス排出の抑制
- (5) ハンガー、ポリ包装資材等の3R（廃棄物の発生抑制、再使用及び再資源化）の推進

2 組合及び連合会に期待される役割

- (1) 公害防止、省エネルギー、リサイクルの各取組方法の構築・普及啓発
- (2) 業種を超えた組合間で相互に協力

3 日本政策金融公庫に期待される役割

融資の実施等による営業者の支援

二 少子・高齢化社会等への対応

1 営業者に期待される役割

営業者は、高齢者や障害者、子育て・共働き世帯が住み慣れた地域社会で安心かつ充実した日常生活を営むことができるよう、以下に掲げる事項を中心に積極的な取組に努めること。

- (1) バリアフリー対策の積極的な取組
- (2) 集荷・配達サービスの実施
- (3) 身体障害者補助犬を同伴する身体障害者等への適切な対応
- (4) 従業員に対する教育及び研修の充実・強化
- (5) 従業者の育児支援
- (6) 地域社会とのつながりを強化する観点も含めた地域の高齢者・障害者等の積極的雇用の推進

2 組合及び連合会に期待される役割

高齢者、障害者等の利便性を考慮した店舗設計やサービス提供に係る研究の実施

3 日本政策金融公庫に期待される役割

融資の実施等による営業者の支援

三 地域との共生（地域コミュニティの再生及び強化（商店街の活性化））

1 営業者に期待される役割

営業者は、地域住民に対してクリーニング業の存在、提供する商品やサービスの内容及び営業の社会的役割・意義をアピールするとともに、地域で増加する生活弱者（高齢者、障害者、子育て・共働き世帯）の新たなニーズに対応し、地域のセーフティネットとしての役割や地域コミュニティの基盤である商店街における重要な構成員としての位置づけが強化されるよう、以下に掲げる事項を中心に積極的に取り組むことで、地域コミュニティの再生・強化や商店街の活性化につなげる。

- (1) 地域の街づくりへの積極的な参加
 - ア 祭りや商店街による手作りイベント等共同事業の立案及び参加
 - イ 商店街の活性化を通じた地域生活者の「ふれあい」、「憩い」、「賑わい」の創出

- (2) 「賑わい」、「つながり」を通じた豊かな人間関係（ソーシャル・キャピタル）の形成
- (3) 商店街の空き店舗の有効的活用（子育て支援施設、高齢者交流サロン、地域ブランド品販売等へ利用）
- (4) 共同ポイントサービス事業、スタンプ事業の実施
- (5) 地域の防犯、消防、防災、交通安全、環境保護活動の推進に対する協力

- (6) 災害対応能力及び危機管理能力の維持向上

2 組合及び連合会に期待される役割

- (1) 地域の自治体等と連携し、社会活動の企画、指導・援助ができる指導者を育成
- (2) 業種を超えた相互協力の推進
- (3) 地域における特色ある取組の支援
- (4) 自治会、町内会、地区協議会、NPO、大学等との連携活動の推進
- (5) 商店街役員へのクリーニング業の若手経営者の登用

四 東日本大震災への対応

東日本大震災は未曾有の国難であり、被災地域における営業再開及び被災営業者の生活の再建と活力ある地域の再生のため、総力を挙げて、東日本大震災からの復旧、将来を見据えた復興への取組を進めていくこと。

1 営業者に期待される役割

- (1) 被災営業者のみならず営業者全体による相互扶助と連携の下での役割発揮
- (2) 被災営業者の営業再開を通じた被災者へのサービスの充実や地域コミュニティの復元
- (3) 節電・省エネへの適切な対応

2 組合及び連合会に期待される役割

- (1) 同業者による支え合い（太い「絆」で再強化）
- (2) 節電啓発や節電行動に対する支援
- (3) 節電に資する共同利用施設（共同蓄電設備等）の設置

3 国及び都道府県

東日本大震災を乗り越えて復興を実現し、被災地域のコミュニティの維持回復を図るため、被災営業者及び被災組合の意向等を踏まえつつ、以下に掲げる事項を中心に積極的な取組に努めること。

- (1) 被災営業者の営業再開のための施策
- (2) 東日本大震災を教訓とした緊急に実施する必要性が高く、即効性の高い防災、減災等の施策

4 日本政策金融公庫に期待される役割

被災営業者に対するきめ細やかな相談・支援を通じた低利融資等の実施

5-3. クリーニング事故賠償基準

第1条（目的）

この賠償基準は、クリーニング業者が利用者から預かった洗たく物の処理または受取および引渡し業務の遂行にあたり、職務上相当な注意を怠ったことに基づき法律上の損害賠償責任を負うべき場合に、大量のクレームを定型的に処理するための合理的基準を設定し、これにより公平かつ効率的にトラブルを解決するとともに、利用者の簡易迅速な救済を図ることを目的とする。

(1) クリーニング業務の範囲

- (イ) 利用者から洗たく物を預かってからお返しするまでの間は、その洗たく物はクリーニング業者の支配圏にあります。配送中、保管中を含めて利用者の手を離れている間は、クリーニング業者には下記の注意義務並びに賠償責任があります。
- (ロ) 宅配業者や保管業者、あるいはクリーニング処理の下請け業者など、履行補助者の業務委託先を含めて、すべてクリーニング契約を結んだクリーニング業者の支配圏にあることから、クリーニング業者が賠償の義務を負うこととなります。

(2) 「職務上相当な注意を怠ったこと」とは…

クリーニング業者は、利用者との間で洗たく物を預かって保管した上で返却すること（寄託契約）と、クリーニング処理を施すこと（請負契約）の2つを約束しています。

このことからクリーニング業者には次のような注意すべき義務が存在します。したがって、これらの注意義務のいずれかを怠った場合に「職務上相当な注意を怠ったこと」となります。

- (イ) 利用者からクリーニングの依頼を受けた洗たく物の機能、汚れの質と量、汚れの放置期間、染色の堅牢度などを的確に把握すること（洗たく物の状態把握義務）。

- (ロ)(イ)の義務を尽くした上で、その洗たく物についてクリーニング処理が不可能な場合はクリーニングの引受けを断り、クリーニング処理が可能な場合には、最も適正なクリーニング処理方法を選択すること(適正クリーニング処理方法選択義務)。
- (ハ)本基準第2条の2に規定されている通り、洗たく物の受取及び引渡しに際して利用者と品物の状態について可能な限り相互確認をし、(イ)、(ロ)の履行に必要な内容に関して説明を行うこと(処理方法等説明義務)。
- (ニ)(ロ)で選択し、(ハ)で説明したクリーニング処理方法を完全実施すること(クリーニング完全実施義務)。
- (ホ)利用者から預かった洗たく物を適正な状態で引き渡すこと(受寄物返還義務)。

(3)「法律上の損害賠償責任を負うべき場合」とは…

- (イ)クリーニング業者は、職務上必要とされる注意義務、すなわち「洗たく物の状態把握義務」、「適正クリーニング処理方法選択義務」、「処理方法等説明義務」、「クリーニング完全実施義務」「受寄物返還義務」のいずれかを怠り利用者に損害を与えた場合には、請負契約上の債務不履行に該当し、利用者に与えた損害を賠償しなければなりません。
- (ロ)クリーニング業者は、(イ)で述べた注意義務を尽くし、従って請負契約不履行の賠償責任を負わない場合であっても、洗たく物に損傷等の過失が発生した場合には、利用者に対し賠償責任を負わなければなりません(民法第634条第2項)。
- (ハ)クリーニング業者が、不注意により利用者から預かった洗たく物を紛失、損傷などした場合には、利用者に対して寄託契約(民法第657～665条)不履行を理由として賠償責任を負うことになります。
- (ニ)クリーニング業者が、利用者から預かった洗たく物を故意または過失により紛失、損傷などした場合には、利用者に対して不法行為に基づく賠償責任を負うことになります(民法第709条)。
- なお、上記(イ)ないし(ハ)の賠償責任と不法行為に基づく賠償責任は重複することがあります。

第2条（定義）

この賠償基準において使用する用語は、つぎの定義にしたがうものとする。

- (1)「クリーニング業者」とは、利用者とクリーニング契約（寄託契約と請負契約の混合契約）を結んだ当事者をいう。
- (2)「賠償額」とは、利用者が洗たく物の紛失や損傷により直接に受けた損害に対する賠償金をいう。
- (3)「物品の再取得価格」とは、損害が発生した物品と同一の品質の新規の物品を事故発生時に購入するのに必要な金額をいう。
- (4)「平均使用年数」とは一般消費者が物品を購入したその時からその着用をやめる時までの平均的な期間をいう。
- (5)「補償割合」とは、洗たく物についての利用者の使用期間、使用頻度、保管状況、いたみ具合等による物品の価値の低下を考慮して、賠償額を調整するための基準であって、物品の再取得価格に対するパーセンテージをもって表示された割合をいう。

(1)「クリーニング業者」とは…

- (イ)利用者とクリーニング契約を結んだ者が当事者となります。したがって、委託取次店はもとより宅配業者などが集配を行い、あるいは委託（提携）先がクリーニング処理を行うなどの業態であっても、事故が発生した際にはクリーニング契約当事者がクレーム処理の窓口として責任をもって解決にあたります。
- (ロ)洗たく物の受取及び引渡しや保管を宅配業者等の第三者が行う場合であっても、これらの履行補助者はクリーニング契約の当事者ではないことから、事故原因が履行補助者にあっても、利用者に対しての賠償責任は契約当事者たるクリーニング業者が負います。

(2)「賠償額」について…

- (イ)洗たく物の紛失や損傷に伴う事故のうち、一般的に損害賠償の対象となるのは、その洗たく物自体に生じた損害であることが明らかになった場合です。
- (ロ)賠償額の算定に関連して、クリーニング代金の扱いが問題となり得ます

が、事故の原因がクリーニング業務にあるときは、クリーニング業者は、クリーニング代金の請求を放棄することとなります。

(3) 「物品の再取得価格」とは…

- (イ) 「購入するのに必要な金額」とは、事故が発生した時のその物品の標準的な小売価格をいいます。ただし、例えば、時期遅れのためバーゲン品として売り出された物品やリサイクルショップ等で古着として購入した物品のように、事故発生時の標準的な小売価格と著しく異なる場合で、クリーニング業者または利用者が購入価格を明らかにした時は、購入価格を基準として再取得価格を定めます。
- (ロ) 物品購入時の価格が判らず、なおかつ事故発生時に物品が販売されていないため、再取得価格が不明な場合は、本基準第5条が適用されます。

(4) 「平均使用年数」とは…

- (イ) 衣類などの使用開始から、その使用をやめるまでの平均的な期間をいいます。たとえば、衣服などの使用をやめる理由としては、流行遅れ、着飽きた、似合わなくなった、サイズが合わなくなったなどの理由も含まれているので、平均使用年数は単なる物理的に使用不能になるまでの期間（いわゆる耐用年数）とは異なります。
- (ロ) ただし、素材等の特性により耐用年数に限界が認められるものについては、品目に関わらず平均使用年数を設定しています（別表1「商品別平均使用年数表」No.1～5参照）。

第2条の2（説明責任）

クリーニング業者は洗たく物の受取及び引渡しをしようとするときは、あらかじめ、利用者に対し、洗たく物の処理方法等を説明するとともに、この賠償基準を提示しなければならない。

2 クリーニング業者は、洗たく物の受取及び引渡しをしようとするときは、洗たく物の状態を利用者とともに確認しなければならない。

(1)「説明」とは…

(イ)クリーニング業者は、クリーニング業法第3条の2（平成16年施行）の規定に基づき、利用者擁護の観点から、処理方法等の説明や苦情の申し出先の明示が求められています。加えて、本基準を適用するクリーニング業者は、万が一事故が発生した際に本基準に基づき賠償する旨をあらかじめ利用者に提示することを求められます。

(ロ)「説明義務」は膨大な洗たく物すべてに掛かるものではありません。クリーニング業法並びに本基準が求めているのはあくまでも《クリーニング事故防止＝利用者利益の擁護》です。日常的に扱うワイシャツ1点1点にまで説明義務は及ぶものではないと解釈されます。

(ハ)説明が必要となる洗たく物としては、扱ったことのない素材や取扱い表示のない製品、事故が頻発している素材を用いた衣類、完全に落ちるか不明な汚れが付いた衣類、特殊クリーニングが必要な衣類など、プロの目から見てリスクを伴う可能性の高い品物が該当します。利用者は、自分の衣類にこれらのリスクが内在することを知らないのが普通です。どのようなリスクが内在し、プロとしてどう処理するのかについて、あらかじめ説明が必要となります。

(ニ)クリーニング処理工程において万が一事故が発生した場合であっても、原因を究明したうえで、できるだけ早く利用者に連絡し、必要な説明と対処を行うことが必要となります。

(ホ)洗たく物の受取及び引渡しについては、宅配業者が行う場合や、ロッカー等対面方式に拠らない方法もありますが、その場合にあっても、洗たく前に検品を行ったうえで、電話やインターネット等を通じて品物の状態や処理方法等について事前に説明し、了解を得ることが必要です。

(ヘ)これらの説明を怠った場合、クリーニング業者は、本基準第3条の「利

用者またはその他の第三者の過失により事故の全部または一部が発生したこと」、または「職務上相当の注意を怠らなかったこと」の立証が困難になることがあります。

(2)「洗たく物の状態を利用者とともに確認しなければならない（相互確認）」とは…

(イ)前項の「説明」をしっかりと行うためにも、またクリーニング事故を未然に防止するためにも、洗たく物の状態を相互確認することが不可欠です。洗たく物に穴があく事故が発生した場合、鑑定等で原因が虫食いと判明しても、それがいつ生じたかについては特定できません。預かる前なのか、預かっている間なのか、返却後なのかは、受取及び引渡し時に相互確認をしていなければ特定することはできません。

(ロ)前項の「説明」同様、店頭で1点1点細かくチェックすることは困難です。しかも、非対面方式による受け渡し方法さえ行われています。しかし、それらの場合であっても、洗たく前の検品でリスクが明らかになった場合は、必要に応じて品物の状態について相互確認を行うことが必要です。

(ハ)これらの相互確認を怠った場合、クリーニング業者は、本基準第3条の「利用者またはその他の第三者の過失により事故の全部または一部が発生したこと」、または「職務上相当の注意を怠らなかったこと」の立証が困難になることがあります。

【参考】

クリーニング業法第3条の2（平成16年施行）

営業者は、洗濯物の受取及び引渡しをしようとするときは、あらかじめ、利用者に対し、洗濯物の処理方法等について説明するよう努めなければならない。

2 営業者は、洗濯物の受取及び引渡しをするに際しては、厚生労働省令で定めるところにより、利用者に対し、苦情の申出先を明示しなければならない。

第3条（クリーニング業者の責任）

洗たく物について事故が発生した場合は、クリーニング業者が被害を受けた利用者に対して賠償する。ただし、クリーニング業者が、その職務の遂行において相当の注意を怠らなかったこと、および利用者またはその他の第三者の過失により事故の全部または一部が発生したことを証明したときは、その証明の限度において本基準による賠償額の支払いを免れる。

2 クリーニング業者は、利用者以外のその他の第三者の過失により事故の全部または一部が発生したことを証明したときは、その他の第三者により利用者への賠償が迅速かつ確実に行われるよう、利用者を最大限支援しなければならない。

基準3条第1項について

- (1)クリーニング業者の賠償責任は、第1条およびこれに関連する運用マニュアル中の解説に示されている『職務上相当な注意を怠ったこと』を理由とする過失責任です。いわゆる無過失責任ではありません（本条ただし書により、十分な証明を行うことによって、クリーニング業者も賠償責任を免れることができます）。

もっとも、洗たく物について事故が発生した場合には、専門家としてのクリーニング業者に比し利用者の知識・情報が著しく劣っていることから、利用者の救済を促進するため、証明がなされるまでは一応クリーニング業者に過失が存在し、その過失と損傷との間に因果関係が存在するものと推定することにしました（過失の推定）。

- (2)ただし書に基づくクリーニング業者の『証明』に利用者が納得しない場合は、利用者およびクリーニング業者は、第三者機関の鑑定を求めることができます。なお調査費（＝鑑定料等）については、最終的には過失の割合に応じて該当者が負担することが望めます。
- (3)クリーニング業者が証明するために必要な相当の期間が経過するまでは、本条による賠償の履行期は到来しないものとします。

(4)どのような場合でも、クリーニング業者が自らの賠償責任を免れるためには、まず、自身が職務上相当な注意を怠らなかったことを証明しなければなりません。

(5)現代ではクリーニング業者の業務内容が複雑化しているため、洗たく物の預かり過程（取次店等を含む）、保管過程および配送過程など、厳密な意味でのクリーニング作業以外の工程において事故が発生することがあります。しかし、たとえばこれらの業務が外部者に業務委託されている場合でも、とくに利用者との関係においては、その工程にクリーニング業者の支配が及ぶものとみなし、業務委託先の過失もクリーニング業者自身の過失と同視することが、利用者保護の観点からは望ましいことです。

したがって、クリーニング業者の業務上の支配圏にある者は、本条ただし書の「その他の第三者」には含まれません。たとえクリーニング業者が自身の支配圏に属するこれらの者の過失を証明できたとしても、監督責任の見地から、クリーニング業者は賠償責任を免れることはできません（たとえば配送事故等）。

(6)衣料品には、クリーニングの利用者自身の扱いが原因で事故が発生することも予想されます。この場合には、当然に過失相殺が適用されますので、クリーニング業者の賠償金額は利用者の過失の割合に応じて減免されます。事故の一部についての利用者の過失については、迅速な賠償を行うために、その過失割合を3割または5割とします。

もっとも、クリーニング業者が、利用者がいつどこでどのように衣料品を損傷させたかというような個別的・具体的事情を正確に証明するのはほとんど不可能です。したがって、『利用者の過失により事故の全部または一部が発生したこと』の証明は、当該事故の原因が通常は利用者の衣料品の使用方法等にあると合理的に推測できるような客観的・一般的な事情を証明することで足ります。

(7)衣料品の素材や加工技術等が奇抜化するとそれに反比例する形で衣料品の耐クリーニング性が低下し、事故が発生しやすくなります。また、衣料品の販売までの間の展示・保管等の不適切な処理によって、事故が発生することもあります。その場合に賠償責任を負担するのは、衣料品メーカーや

衣料品販売店等、クリーニング業者の支配の及ばない「その他の第三者」です。

このようなその他の第三者の過失をクリーニング業者に立証させるのは、利用者と比べて、クリーニング業者が衣料品の素材・製造過程やその流通過程について豊富な知見・情報を有しているからです。本条ただし書の立証責任の転換によって、利用者は、クリーニング業者以外のその他の第三者の責任を追及すべき場合にも、立証の負担をクリーニング業者に転嫁することができます。この点でも、本条は利用者保護の立場を徹底しています。

- (8)クリーニング業者自身にも事故の一部について過失があるときは、その他の第三者との過失の割合について争いが生じると、利用者への迅速な賠償が妨げられるおそれがあります。クリーニング業者とその他の第三者の両者に過失がある場合は、原則として、賠償額（利用者の過失がある場合には過失相殺を行った後の額）を5割ずつ賠償するものとします。

基準 3 条第 2 項について

- (1)前項で述べたとおり、クリーニング業者は自身の責任を免れるために、『その他の第三者の過失』を立証しなければならないことがあります。

クリーニング業者に一切の責任がないことを立証できたときは、その他の第三者がその過失に応じて利用者に対して事故の全部または一部について賠償責任を負うことになります。その場合、たしかに法的責任としてはクリーニング業者はもはや賠償の当事者ではなくなりますが、しかし、クリーニング業者の立証の過程・手段などは、利用者がその他の第三者に対して賠償を請求する際に、大変有効な資料となることは明らかなです。

そこで、クリーニング業者は、その他の第三者の過失を証明する際に用いた資料等を利用者提供するなど、利用者の賠償請求を十分にサポートしなければなりません。

- (2)クリーニング業者自身にも事故の一部について過失があるときは、その他の第三者は残りの部分について責任を負います。その場合、利用者は、クリーニング業者とその他の第三者の双方に対して賠償を請求することになります。しかし、利用者に直接的に接しているクリーニング業者のほうが、

利用者にとっては身近な存在であることも多いでしょう。したがって、クリーニング業者は、その他の第三者と話し合った上で、クリーニング業者とその他の第三者の事故の負担分の合計額について賠償をすることが望まれます（クリーニング業者からその他の第三者への求償を妨げません）。

- (3) クリーニング業者自身に事故の一部について過失があり、その他の第三者に残りの部分の責任がある場合、その第三者が倒産するなどクリーニング業者との話し合いが事実上できない状況にあるときは、クリーニング業者は、自身の負担部分についてのみ賠償をすれば足りります。

【参考－事故の種類と責任分類例】

この基準は、大量のクレームを迅速かつ定型的に処理する目的で作られています。したがって、賠償基準3条の規定の運用において事故発生の原因がいずれにあるかを迅速に確定する必要があります。このため、数多い事故を類型化し、責任所在別に分類したものを下表の通り例示します。

ただし、事故の原因はさまざまであり、個々のケースについては必ずしもこの通りでない場合がありますので、実情に即した慎重な判断を要します。

責任主体	事故原因例
利用者	① 利用者がつけた食べこぼし、香粧品、泥ハネなどのシミで、正常なクリーニング処理技術で除去できないもの ② 利用者がつけた汗ジミで、正常なクリーニング処理技術で除去できないもの。また、クリーニングの熱処理で浮き出たものも含む ③ 利用者の着用摩擦による自然消耗が、クリーニング処理で目立ったもの ④ 利用者がつけたタバコの火や、利用者がストーブに触れたための焼け焦げ、収縮、変色、損傷 ⑤ 利用者の保存中における虫くいによる穴あき ⑥ 利用者の保存中にガスやカビによって変退色したもの ⑦ 利用者の行ったシミ抜き、漂白、糊付、洗たくなどが原因で、クリーニングで脱色、変退色、収縮、硬化、損傷が目立ったもの

責任主体	事故原因例
アパレルメーカー・販売業者等	①著しく染色不堅牢なために発生した脱色、色なき、移染、変退色 ②汗の付着による変色が、適正な取り扱いにも拘らずクリーニングで浮き出たもの。ただし、薬剤の服用による特異な汗を除く ③プリーツ加工が弱いために、プリーツが消えたもの ④不適当な縫製のためにほつれたり、サイズ不適のため着用により糸ずれになったものが、クリーニングで拡大したもの ⑤その製品の機能に不適合な素材を用いたために発生した事故 ⑥付属品、装飾品、裏地、組み合わせ布地などの組み合わせが不適切であったために発生した事故 ⑦誤表示が原因で発生したクリーニング事故
クリーニング業者	①一般繊維製品のドライクリーニングによる再汚染。ただし、ドライクリーニングをしなければならない製品であって、ドライクリーニング溶剤で粘着性を帯び、汚れが吸着しやすくなるようなものは当然除かれる ②クリーニング業者が行ったシミ抜きや漂白による脱色、変退色、損傷 ③クリーニング機械による裂け、穴あき、脱落、すれ ④クリーニング中にファスナー、ホック、バックルなどに引っかかって生じた裂け、穴あき、すれ ⑤ドライクリーニングにおける洗浄液中の水分過剰、タンブラー温度の高すぎ、洗浄及び乾燥処理時間の長すぎによる毛製品の縮充収縮。ただし、半縮充製品や利用者の着用による縮充部分の、ドライクリーニングによる縮充の促進事故を除く ⑥ウェットクリーニングのミスによる緩和収縮事故で、正常なクリーニング処理技術で修正不可能なもの。ただし、生地地の詰め不十分に起因する緩和収縮事故を除く ⑦取扱い表示を無視して、表示よりも強いクリーニング処理をしたために発生した事故 ⑧その製品に適した標準的クリーニング処理をしなかったために発生した事故

第4条（賠償額の算定に関する基本方式）

賠償額は、つぎの方式によりこれを算定する。ただし、利用者とクリーニング業者との間に賠償額につき特約が結ばれたときは、その特約により賠償額を定める。

$$\text{賠償額} = \text{物品の再取得価格} \times \text{物品の購入時からの経過月数に対応して別表に定める補償割合}$$

(1)この規定は、事故を起こした洗たく物が着用することができない状態（全損またはみなし全損）にあつて、クリーニング業者がその品物を引き取る場合の賠償額を定めるものです。事故の程度が軽く、利用者が品物を引き取り、引き続き使用するものの品物の価値が減じている場合は、部分損としてその割合に応じて賠償することとなります。

(2)賠償額算定の特例

(イ)背広上下など、2点以上を一对としなければ着用が困難な品物については、片方（一部）に事故が生じた場合でもその全体に対して賠償しなければなりません。ただし、利用者が一对のもののうち1点だけをクリーニングに出し、かつクリーニング業者が一对のものの一部であることを知らされていない場合は、クリーニングに出された一部のみの賠償でよいとされています。

なお、このケースで、一对の全体の価格がわかっているものの1点ごとの価格が不明の場合、下記の比率を目安とします。

○ソーピース 上衣 60% ズボン（スカート）40%

○スリーピース 上衣 55% ズボン（スカート）35% ベスト 10%

(ロ)①約束した引渡し日に洗たく物が利用者に引き渡されない場合で利用者が代替品を賃借した時の料金、

②利用者が損害賠償請求にあたって、あらかじめ、クリーニング業者などの同意を得て負担した調査費（ただし調査費は最終的には過失割合に応じて該当者が負担することが原則になります）、

③その他特別の事情による費用の支出を利用者が行っている場合、などは、この基準で定める賠償額に上乗せしてもよいものと解釈されます。

(ハ)物品購入時の価格がわかっているにもかかわらず、事故発生時に物品が販売されていないため、事故発生時の標準的な小売価格が不明のときは、「購入時の価格×消費者物価指数（表参照）」の算式で算出します。

(3)該当品の製造元が既に存在しない等の事由で確認できず、かつ客も領収書等の控えがなく、販売（購入）価格が判明しない場合は、本基準第5条を準用します。

(4)特約を結ぶことが望ましい例…

(イ)かたみの品、記念品などの主観的価値の高い品物

(ロ)ビンテージ物、骨とう品など、希少的価値の高い品物

(ハ)海外での購入品などの代替性のない品物

(ニ)取扱い表示、縫い付けタグ等がない品物、切り取られている品物

(5)経過年数とは…

物品の購入日（贈与品の場合は贈り主の購入日）から、クリーニング業者がクリーニングを引き受けた日までの月数をいいます。この間、着用しないで保管していた期間も含まれます。

消費者物価指数の推移

総務省統計局発表

[全国総合指数] 年平均の換算値（※平成22年を100として算出）

平成12年(2000)	101.9	平成22年(2010)	100.0
13年(2001)	101.2	23年(2011)	99.7
14年(2002)	101.0	24年(2012)	99.7
15年(2003)	100.7	25年(2013)	100.0
16年(2004)	100.7	26年(2014)	102.8
17年(2005)	100.4	27年(2015)	
18年(2006)	100.7	28年(2016)	
19年(2007)	100.7	29年(2017)	
20年(2008)	102.1	30年(2018)	
21年(2009)	100.7	31年(2019)	

※2014年（平成26年）最新版／総務省統計局の発表に合わせて基準値を平成22年に改定

第5条（賠償額の算定に関する特例）

洗たく物が紛失した場合など前条に定める賠償額の算定によることが妥当でないと認められる場合には、つぎの算定方式を使用する。

- (1) 洗たく物がドライクリーニングによって処理されたとき
…………… クリーニング料金の 40 倍
- (2) 洗たく物がウェットクリーニングによって処理されたとき
…………… クリーニング料金の 40 倍
- (3) 洗たく物がランドリーによって処理されたとき
…………… クリーニング料金の 20 倍

(1) 洗たく物が紛失した場合でも、物品の再取得価格、購入時からの経過月数に対応して別表に定める補償割合が明らかであるときは、本条によるクリーニング料金基準の賠償額算定をするのではなく、本基準第4条に定める原則的な賠償額算定をしなければなりません。

(2) 「紛失した場合など」の「など」に該当するものとして、次のような場合があります。

(イ) 盗難

(ロ) 自家出火による火災、クリーニング業者の過失を伴う自然災害等により洗たく物が滅失した場合

(ハ) 特殊品で「商品別平均使用年数表」が適用しにくいとき

(ニ) 洗たく物が原形をとどめない位に破損したため、「物品購入時からの経過月数に対応する補償割合」が適用しにくいとき

(3) 特殊クリーニングによる処理の場合の賠償額は、ランドリーと同様、クリーニング料金の 20 倍となります。

(4) ここでいうクリーニング料金とは、消費税を抜いた金額をいいます。消費税は預り金なので、それを 20 倍、40 倍にはせず、消費税を除いた本体価格から算定します（損害賠償には、「消費税」の概念はありません）。

第6条（賠償額の減縮）

第3条の規定に関わらず、以下の各号については賠償額を減縮することができる。

- (1) クリーニング業者が賠償金の支払いと同時に利用者の求めにより事故物品を利用者に引き渡すときは、賠償額の一部をカットすることができる。
- (2) クリーニング業者が洗たく物を受け取った日より90日を過ぎても洗たく物を利用者が受け取らず、かつ、これについて利用者の側に責任があるときは、クリーニング業者は受け取りの遅延によって生じた損害についてはその賠償責任を免れる。

(1) クリーニング業者が洗たく物の価値の全額を賠償した場合、事故品の所有権はクリーニング業者に移ります。賠償金を受け取った利用者が、その事故品の返還を希望する場合は、両者合意の金額に賠償額を減額することができます。

(2) 「受け取りの遅延によって生じた損害」とは…

利用者が品物を引き取りに来ない間に、クリーニング業者の責任でない理由で損害が発生した場合を指します。具体的には次のようなケースが該当します。

- (イ) 受け取りが遅延している間にクリーニング店が類焼（自家以外からのもらい火）した場合の損害
- (ロ) 受け取りが遅延している間に生じた変退色・虫食い

第7条（基準賠償額支払い義務の解除）

利用者が洗たく物を受け取るに際して洗たく物に事故がないことを確認し異議なくこれを受け取ったことを証する書面をクリーニング業者に交付した時はクリーニング業者は本基準による賠償額の支払いを免れる。

2 利用者が洗たく物を受け取った後6ヶ月を経過したときは、クリーニング業者は本基準による賠償額の支払いを免れる。

3 クリーニング業者が洗たく物を受け取った日から1年を経過したときは、クリーニング業者は本基準による賠償額の支払いを免れる。ただし、この場合には、次の日数を加算する。

(1)その洗たく物のクリーニングのために必要な期間をこえて仕事が完成した場合には、その超過した日数。

(2)特約による保管サービスを行った場合には、その保管日数。

(3)その洗たく物のクリーニングのために必要な期間をこえて仕事が完成したのち、継続して特約による保管サービスを行った場合には、超過日数と保管日数を合算した日数。

4 地震、豪雨災害等、クリーニング業者の責めに帰すことのできない大規模自然災害により、預かり品が滅失・損傷し、洗たく物を利用者に返すことができなくなったときは、民法の規定に基づき、クリーニング業者は預かり品の損害の賠償を免れる。

(1)第1項は、第2条の2第2項で規定されている相互確認を行っていたとしても、それだけでは後日クレームが発生しても賠償責任は免れず、利用者が確認書にサインすることが必要であるとしています。

(2)第2項では、利用者が品物を受け取った日から半年以上経過して苦情を申し入れた場合、クリーニング業者は賠償の責任がないとしています。現実的には半年以上経過した後に持ち込まれた苦情に対しても賠償する事例が多数見受けられますが、第2条の2に規定されている説明責任を果たし本基準に基づき賠償する旨を事前に伝えていれば、本項に基づき賠償義務は解除されます。

- (3)クリーニング業者が洗たく物を受け取った日から 1 年を経過したものはクリーニング業者は賠償責任を免れますが、これに利用者の責任外の日数や特約による保管期間等があった場合は、利用者が不利益を被らないよう、該当日数が加算されます。
- (4)第 2 項の「6 ヶ月」、第 3 項の「1 年」という日数について、いずれも長すぎるという声がある一方、妥当だとする意見も同等にあります。本基準第 2 条の 2 第 2 項で規定する相互確認を行い、本条第 1 項に規定する書面を交付することで期間の制約は解除されますので、可能な限り実行することが望まれます。
- (5)一方で、利用者の多くが受け取った洗たく物の検品をせず、ポリ包装がかったままの状態での着用時まで放置しているケースが大多数を占めています。このため、「6 ヶ月」という規定となっています。受け渡し時に、収納前の検品や包装材の取り外しについて、クリーニング業者はしっかりと説明することが求められます。
- (6)地震や豪雨災害等、クリーニング業者の責めに帰すことのできない大規模自然災害によって預かっている洗たく物が滅失・損傷した場合、民法の規定に基づきクリーニング業者はその賠償責任は免れます。ただし、クリーニング業者が災害保険等に参加しており、滅失・損傷した洗たく物について補償を得ているときは、利用者はその代償の譲渡を請求することができます。
- (7)大規模自然災害による洗たく物の滅失・損傷の際のクリーニング料金の取り扱いについて
- (イ)通常の場合、クリーニング業者は洗たく物の返還債務を免れますが、この際反対給付（クリーニング料金）を受ける権利は失います。既に料金を受領しているときは、返還しなければなりません。
- (ロ)引き取りを催告したにもかかわらず利用者が受け取りに来なかった洗たく物が滅失・損傷した場合
- クリーニング業者は、預かり品が滅失した場合は債務の履行義務を免れ、損傷した場合は、損傷した物を返還すればよいとされます。一方、

利用者はこの場合であっても、クリーニング料金を支払う必要があります。

〔参考〕

受取完了確認書（例）

下の書面は、クリーニング品の返却時の相互確認の際に用いることが望まれる受取完了確認書の一例です。

お客様に書面を提示しながら必要事項を説明し、その都度、チェックボックスに☑を入れていく方法です。

チェック（説明）が完了したら、お客様にサインをいただけるとよいでしょう。

また、複写式にしてお客様控えをお渡しできると一層効果的です。

受 取 完 了 確 認 書 (例)

_____ クリーニング店殿

☐ ____年 ____月 ____日に依頼したクリーニング品 ____点について、なんら異状ないことを確認し、受け取りました。

☐ 特記事項

- ☐ 後日、経時的な変化により異状が顕在化した際は、お申し出ください。
- ☐ ただし、クリーニング事故賠償基準に基づき、本受領日より6ヶ月が経過した品物については、事故原因が当店にあった場合であっても賠償には応じられませんのでご了承ください。

上記内容について説明を受け、了承しました。

平成 ____年 ____月 ____日

お客様署名欄 _____

第8条（クリーニング事故賠償審査委員会）

この賠償基準の適用に関して、利用者とクリーニング業者との間に争いを生じたときは、当事者の一方からの申出にもとづきクリーニング事故賠償審査委員会がその判断を示すこととする。同委員会の構成等は、別に定めるところによる。

「判断」とは…

- (イ)一審にあたる都道府県に設置した審査委員会は、賠償責任に関する判定、賠償額に関する算定等を行います。
- (ロ)二審にあたる中央に設置した審査委員会は、賠償基準の運用・解釈等に関する疑義への回答、ならびに都道府県審査委員会の審査結果に対する是非の判断を行う機関です。
- (ハ)両審査委員会においても、原則としてあつせん、調停、仲裁の機能は有しません。

別表1

商品別平均使用年数表

分類	商品区分				備考	使用年数	処理方法			
	品目	No.	品種・用途等	素材			特殊	ドライ	ウェット	ランドリー
加工品	特殊加工品	1		ウレタンフォーム貼り製品、ボンディング加工品		2		○	○	
		2		コーティング品（透湿性防水加工布、カラーコーティング、パラフィン加工布、オイルクロス等）		2		○	○	
		3		ゴムコーティング品	ゴムコーティング製品、ゴム裏貼り製品、気泡性ゴム引布製品コーティング部分にのみ適用	3	○		○	
		4		エンボス加工品	加工部分にのみ適用	2		○	○	
		5		プリント加工品、フロック加工品	加工部分のみに適用	2	○	○	○	
繊維製品	洋装品	6	羽毛製品（羽毛ふとんは除く）	絹・毛	ダウンジャケット、ダウンコート等	3		○	○	
		7		その他		4		○	○	
		8	絹紡品			2	○	○		
	洋装品	9	夏物	絹・毛		3		○	○	
		10	//	その他		2		○	○	○
		11	合冬物			4		○	○	
		12	夏物			2		○	○	○
		13	合冬物	獣毛高率混		3		○	○	
		14	//	その他		4		○		
		15	夏物		替ズボン、スラックス、ジーパン、パンタロン、カジュアルパンツ等	2		○	○	○
		16	合冬物			4		○		
		17	夏物		タイトスカート、フレアスカート、キュロット、プリーツスカート、ジャンパースカート等	2		○	○	○
		18	合冬物			3		○		
		19	礼服		モーニング、タキシード、えんぴ服、シマズボン等	10		○		
		20	略礼服			5		○		

分類	商品区分				備考	使用 年数	処理方法			
	品 目	No.	品 種・ 用途 等	素 材			特 殊	ド ラ イ	ウ ェ ッ ト	シ ン ド リ ー
繊維製品	ドレス類	21			イブニング、アフタヌーン、カクテル、ウェディングドレス等	5		○		
		22		獣毛高率混	オーバーコート、半コート、レインコート、ダスターコート、ポンチョ、ライナー等	3		○	○	
	コート	23		その他		4		○	○	
		24		毛	ラウンジウェア、ナイトガウン、キルティング、バスローブ等	5		○	○	
	室内着	25		その他		2		○	○	○
		26	作 業 衣		白衣、看護衣、理美容衣、作業衣等	1				○
	制服	27	事 務 服			2		○	○	
		28	学 生 服		学生服、セーラー服等	3		○	○	
	セーター類	29		獣毛高率混	セーター、カーディガン、ベスト等	2		○		
		30		その他		3		○	○	
	シャツ類	31			Tシャツ、ポロシャツ	2			○	○
	ワイシャツ類	32		絹・毛	ワイシャツ、カッターシャツ	3		○	○	
		33		その他		2				○
	ブラウス	34				3		○	○	○
	下着類	35	ファンデーション及びランジェリー			2			○	
		36	防寒下着	毛		3		○	○	
		37	肌 着	絹		2		○	○	
		38	//	その他		1			○	○
	手袋	39				1		○	○	
	スカーフ	40		絹・毛		3		○	○	
		41		その他		2		○	○	
	マフラーストール	42		絹・毛		3		○	○	
		43		その他		2		○	○	
	ネクタイ	44				2		○		
	帽子	45		パナマ・フェルト		3	○			
		46		その他		1	○			

分類	商品区分				備考	使用年数	処理方法			
	品目	No.	品種・用途等	素材			特殊	ドライ	ウェット	リンドリー
繊維製品	スポーツ用品	47			トレーニングウェア スポーツ用ユニフォーム、水着、剣道着、柔道着、スキーウェア、ゴルフウェア、スポーツシャツ、レインウェア、ウィンドブレーカー等	2			○	○
		48			剣道防具等	3	○			
	礼服装品	49		絹	打掛、留袖、振袖、喪服、男紋服、紋付羽織、はかま、帯（丸帯、袋帯）等	15	○			
		50		その他		10	○			
	外出着	51		絹	訪問着（付下げ・色無地・小紋・お召）、本紬、絵羽織、和装コート、道行、はかま、帯（名古屋）等	10	○			
		52		その他		5	○			
	和装品	53			普段着（紬・ウール着物・木綿着物）、茶羽織、帯（半巾帯・つけ帯）、室内着、網羽織等	4	○	○		
		54				3	○	○	○	
		55				4		○		
		56				2			○	○
		57		絹・毛		5		○		
		58		その他		2		○	○	
		59			和装用スリッパ、帯あば帯じめ、羽織ひも等	2	○	○		
		60				1				○
	乳幼児着	61	祝 い 着			5	○	○		
		62	遊 び 着			1		○	○	○
		63	そ の 他			2		○	○	
	寝装品	64		毛		5		○	○	
		65		その他		3		○	○	
		66				2				○

分類	商品区分				備考	使用 年数	処理方法			
	品 目	No.	品 種・ 用途 等	素 材			特 殊	ド ラ イ	ウ ェ ット	シ ン ド リ
繊維製品	寝装品	67	羽 毛 ふ と ん			10	○			
		68	羊 毛 ふ と ん			10		○	○	
		69	こ た つ ふ と ん			3		○	○	
		70	その他の ふ と ん		洋ふとん、肌掛ふと ん、掛敷ふとん、夏 掛ふとん、キルトケッ ト、座ぶとん等	4		○	○	
		71	シーツ			2				○
		72	かや			5		○		
		73	寝着		ねまき、パジャマ等	2		○	○	○
	室内装飾品	74	カバー類	ふとん類	マットレスカバー、 まくらカバー、シーツ、 座ぶとんカバー、 こたつカバー等	2			○	○
		75	ベッド用品	ベ ッ ド スプレッド		3			○	○
		76	カーテン のれん	薄 地	ポリエステルを除く	1		○	○	
		77		そ の 他		3		○	○	
		78	床敷物	カーペット	毛	10	○			
	その他	79		//	その他	5	○			
		80		簡易敷物	三笠織、平織、菊水織等	2	○			
		81	カバー類	レ ー ス ししゅう品	ピアノカバー、いすカ バー、シートカバー、 テーブルクロス等	5		○	○	
		82		その他	ピアノカバー、いすカ バー、シートカバー、 テーブルクロス等	2		○	○	○
	特殊業務用衣類	83	リース貸衣 装及び営業 用接客用舞 台衣裳等	絹・毛		2	○	○		
		84		その他		1	○	○	○	
	その他	85	幕、のぼり			5		○	○	
		86	クッション ぬいぐるみ			3		○	○	

分 類	商品区分				備 考	使用 年数	処理方法				
	品 目	No.	品種・ 用途 等	素 材			特 殊	ド ライ	ウ ェット	ラ ン ドリー	
皮革毛皮製品	毛皮製品	外衣	87		うさぎ、チンチラ		2	○			
			88		オポッサム、ラム類、 キャット類		5	○			
			89		リンクス、フォックス 類、ビーバー、ウィーゼ ル類、ヌードリア、ムート ン、ミンク、セーブル類		10	○			
		インテリア	90		うさぎ		2	○			
			91		ムートン		5	○	○		
			92		その他		10	○			
		その他	93		うさぎ		2	○			
	94			その他		5	○				
	人造毛皮		95		合成毛皮、 ハイパイル		2		○	○	
	皮革製品	外衣	96		ぶた、爬虫類		3	○			
			97		その他		5	○			
		バッグ	98				5	○			
		靴	99				2	○			
		その他	100		爬虫類	財布等	5	○			
			101		その他		3	○			
	人造皮革	外衣	102		人工皮革		3		○	○	
			103		合成皮革（塩化ビニ ル、コルクレザー）		2			○	
104				合成皮革（ポリウレ タン樹脂）		3		○	○		
バッグ		105				3	○				
靴		106				1	○				
その他		107				2	○				

註1. 商品区分、商品例に入っていない商品については、最も品質の近い商品の平均使用年数を適用する。

註2. 処理方法欄における○印は、通常行われる商品別のクリーニング処理方法を示したものである。なお、特殊欄の○印は、品目・素材に応じた専門のクリーニング処理方法をいう。

註3. 商品区分の素材において

「絹・毛」とは、表地に80%以上の絹または毛が使用されているものをいう。

「獣毛高混率」とは、アンゴラなど脱毛しやすい獣毛を60%以上含有するもの（表示のあるものに限る）をいう。

別表2

物品購入時からの経過月数に対応する補償割合

平均 使用 年 数均	1	2	3	4	5	10	15	補償割合(%)		
								A級	B級	C級
購入 時 か ら の 経 過 月 数	1ヶ月 未満	2ヶ月 未満	3ヶ月 未満	4ヶ月 未満	5ヶ月 未満	10ヶ月 未満	15ヶ月 未満	100	100	100
	1～2月 未満	2～4月 未満	3～6月 未満	4～8月 未満	5～10月 未満	10～20月 未満	15～30月 未満	94	90	86
	2～3月 未満	4～6月 未満	6～9月 未満	8～12月 未満	10～15月 未満	20～30月 未満	30～45月 未満	88	81	74
	3～4月 未満	6～8月 未満	9～12月 未満	12～16月 未満	15～20月 未満	30～40月 未満	45～60月 未満	82	72	63
	4～5月 未満	8～10月 未満	12～15月 未満	16～20月 未満	20～25月 未満	40～50月 未満	60～75月 未満	77	65	55
	5～6月 未満	10～12月 未満	15～18月 未満	20～24月 未満	25～30月 未満	50～60月 未満	75～90月 未満	72	58	47
	6～7月 未満	12～14月 未満	18～21月 未満	24～28月 未満	30～35月 未満	60～70月 未満	90～105月 未満	68	52	40
	7～8月 未満	14～16月 未満	21～24月 未満	28～32月 未満	35～40月 未満	70～80月 未満	105～120月 未満	63	47	35
	8～9月 未満	16～18月 未満	24～27月 未満	32～36月 未満	40～45月 未満	80～90月 未満	120～135月 未満	59	42	30
	9～10月 未満	18～20月 未満	27～30月 未満	36～40月 未満	45～50月 未満	90～100月 未満	135～150月 未満	56	38	26
	10～11月 未満	20～22月 未満	30～33月 未満	40～44月 未満	50～55月 未満	100～110月 未満	150～165月 未満	52	34	22
	11～12月 未満	22～24月 未満	33～36月 未満	44～48月 未満	55～60月 未満	110～120月 未満	165～180月 未満	49	30	19
	12～18月 未満	24～36月 未満	36～54月 未満	48～72月 未満	60～90月 未満	120～180月 未満	180～270月 未満	46	27	16
	18～24月 未満	36～48月 未満	54～72月 未満	72～96月 未満	90～120月 未満	180～240月 未満	270～360月 未満	31	14	7
	24ヶ月 以上	48ヶ月 以上	72ヶ月 以上	96ヶ月 以上	120ヶ月 以上	240ヶ月 以上	360ヶ月 以上	21	7	3

備考 補償割合の中におけるA級、B級、C級の区分は、物品の使用状況によるものであり、次のように適用する。

A級：購入時からの経過期間に比して、すぐれた状態にあるもの

B級：購入時からの経過期間に相応して常識的に使用されていると認められるもの

C級：購入時からの経過期間に比して、B級より見劣りするもの

(例) ①ワイシャツの場合、エリ、袖等の摩耗状態で評価する。

②補修の跡のあるもの、恒久的変色のあるもの等は通常C級にする。

5-4. 連合会の歩み

昭和24年(1949)

2月10日 「クリーニングニュース」の前身「クリーナー・ランドリー」創刊

昭和25年(1950)

5月27日 「クリーニング業法」制定

昭和26年(1951)

全国クリーニング協同組合連合会設立

昭和28年(1953)

8月15日 クリーニング業法 第1次改正（地方自治法関係）

昭和29年(1954)

1月 日本ドライクリーニング協会設立
6月15～20日 第1回全日本クリーニング研究大会・機械資材展示会（東京都）（当時の名称は「全日本ドライクリーニング研究大会」。以下「研究大会」）

昭和30年(1955)

9月10～14日 第2回研究大会（大阪府）

昭和31年(1956)

10月14～18日 第3回研究大会（愛知県）

昭和32年(1957)

5月19日 「環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律（以下「環衛法」）成立（第26回通常国会）
6月3日 環衛法公布（法律第164号）
9月2日 環衛法施行
10月14～18日 第4回研究大会（東京都）

第1期 昭和33年3月3日～昭和34年2月21日

会 長：赤羽長一郎 副 会 長：山田 利一・高橋 成治

昭和33年(1958)

12月31日現在組合員数 23,195

- 3月3日 全国クリーニング環境衛生同業組合連合会設立総会(静岡県)
- 4月18日 全国クリーニング環境衛生同業組合連合会設立認可(厚生省)
※設立時 組合数 38、組合員数 20,785
- 6月24日 昭和 33 年度臨時総会(静岡県)
- 7月1日 「クリーニング業に関する適正化基準」を認可申請
- 10月10～14日 第 5 回研究大会(神奈川県)
●火災共助、遺族共助、災害共助事業実施
●非イオン系ランドリー洗剤国産化

昭和34年(1959)

2月21日 第 1 回定時総会(愛媛県)

【参考】都道府県組合設立認可日

組合名	設立年月日	組合名	設立年月日	組合名	設立年月日
北海道	32.12.27	神奈川県	32.12.31	島根県	○ 33.03.18
青森県	33.02.13	静岡県	32.12.25	広島県	○ 32.11.22
岩手県	33.01.31	愛知県	33.01.23	山口県	32.12.25
秋田県	33.03.06	三重県	32.12.18	香川県	32.12.26
山形県	○ 33.01.21	岐阜県	33.06.23	愛媛県	32.12.26
宮城県	33.01.25	富山県	○ 33.01.30	徳島県	33.06.13
福島県	○ 32.12.28	石川県	32.11.26	高知県	32.12.26
茨城県	33.02.17	福井県	○ 33.03.04	福岡県	32.12.28
栃木県	32.12.28	滋賀県	○ 32.12.16	佐賀県	33.03.07
群馬県	32.12.03	京都府	33.02.28	長崎県	32.12.03
埼玉県	33.02.26	奈良県	33.03.01	熊本県	33.02.17
千葉県	32.12.26	和歌山県	33.12.26	大分県	32.11.12
新潟県	33.01.27	大阪府	33.01.21	宮崎県	○ 33.01.06
長野県	33.01.30	兵庫県	33.01.10	鹿児島県	33.02.19
山梨県	○ 33.01.01	岡山県	32.12.07	沖縄県	47.10.31
東京都	○ 32.12.27	鳥取県	○ 32.12.20		

○は非出資組合

第2期 昭和34年2月22日～昭和35年2月16日

会 長：赤羽長一郎
専務理事：小島長兵衛

副 会 長：山田 利一・高橋 成治

昭和34年(1959)

- 6月24～26日 第1回国際クリーニング生産性会議（東京）
9月25日 昭和34年度臨時総会（静岡県）
10月10日 クリーニング業法施行10周年並びに適正化基準設定記念「クリーニング業営業者全国大会」（大阪府）
10月10～13日 第6回研究大会（大阪府）
10月 「クリーニング業に関する適正化基準」厚生大臣より認可
●業法型洗濯機の指定、斡旋、普及
●パークドライ機（パーマック、スペンサー社製）輸入始まる
●塩ビ、テトロン出回る

昭和35年(1960)

- 1月4日 クリーニング業法 第3次改正
・業務用洗濯機及び脱水機の設置義務
・クリーニング師の必置義務
2月16日 第2回定時総会（静岡県）

アイロンの歌

作詞 荒木 正
作曲 市川 正

一、いざや我等の夜あけと共に
わたり来つたアイロンもつて
流れる汗もここに百年
おいらアイロンだてには持たぬ

二、時は流れて文化は進む
うでを自慢のきれいな仕事
明日の希望に未来をかけて
おいらアイロンだてには持たぬ

三、衣服さつぱり衛生文化
科学技術で社会に奉仕
共に栄えん我等の願い
おいらアイロンだてには持たぬ

（クリーニングニュース
昭和34年6月号より抜粋）

第3期 昭和35年2月17日～昭和37年3月12日

会 長：赤羽長一郎
専 務 理 事：小島長兵衛

副 会 長：山田 利一・高橋 成治

昭和35年(1960)

- | | |
|---------|-----------------|
| 10月6～9日 | 第7回研究会（愛知県） |
| 12月10日 | 昭和35年度臨時総会（静岡県） |
| | ●フッ素ドライ機輸入 |
| | ●回転プレス機国産化 |

昭和36年(1961)

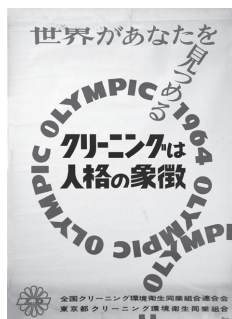
- | | |
|----------|---------------------------------|
| 2月16日 | 第3回定時総会（石川県） |
| 3月10～12日 | 九州クリーニング研究大会・機材展示会（福岡県） |
| 5月 | 第一号認可「東京都クリーニング業に関する適正化規程」施行 |
| 8月 | 全国クリーニング衛生普及運動実施 |
| 11月16日 | 環衛法 第1次改正 |
| | ・非組合員に対する改善勧告制度の創設、組合事業に福利厚生を追加 |
| | ・組合に対する出資制度（出資組合）の創設 |
| | ●自動ワイシャツプレス機、万能プレス機国産化 |
| | ●ポリプロピレン繊維普及 |

昭和37年(1962)

12月31日現在組合員数 29,583

- | | |
|---------|------------------|
| 2月27日 | 環衛法改正期成推進大会（東京都） |
| 3月8～12日 | 第8回研究会（神奈川県） |
| 3月12日 | 第4回定時総会（静岡県） |

東京オリンピック（昭和39年）当時の
全ク連作成ポスター。
この頃は「クリーニングは人格の象徴」
というコピーが用いられていた。



第4期 昭和37年3月13日～昭和39年2月25日

会 長：赤羽長一郎 副 会 長：市川米三郎・栗本 友安
専 務 理 事：安久 健一（期中就任）
研究所所長：東 昇（S37.12 月就任）

昭和37年(1962)

12 月 31 日現在組合員数 29,583

- 4月16日 中小企業基本法制定促進全国総連合大会（東京都）
- 5月4日 家庭用品品質表示法施行
- 8月20日 環衛法改正期成全国総決起大会（東京都）
- 8月24日 全国クリーニング関係業種懇談会（静岡県）
- 9月15日 クリーニング業法 第4次改正（行政不服審査法の施行関係）
- 9月29日 環衛法 第2次改正 ⇒適正化規程の創設
 - 全自動ランドリー機国産化
 - パークドライ機国産化、普及
 - 不当景品類及び不当表示防止法施行

昭和38年(1963)

12 月 31 日現在組合員数 29,523

- 2月24日 クリーニング総合研究所落成
- 2月25日 第5回定時総会（静岡県）
- 3月19日 「LD マーク」意匠登録
- 4月2日 環衛法（第3次）改正全国総決起大会（東京都）
- 12月23日 環衛業者生活擁護臨調答申反対、環衛法第3次改正促進総決起大会（東京都）
 - 大型綿プレス機国産化
 - ポリウレタン繊維登場

昭和39年(1964)

12 月 31 日現在組合員数 29,626

- 2月8日 厚生省「クリーニング業の改善事項」告示
- 2月25日 第6回通常総会（三重県）

第5期 昭和39年2月26日～昭和41年5月20日

会 長：市川米三郎
専務理事：中村 壽一

副 会 長：岡田 茂久・太田 利夫
研究所所長：東 昇

昭和39年(1964)

12月31日現在組合員数 29,626

4月 5月26～6月12日	中小企業設備近代化資金の貸付対象業種の指定を受ける 米国商業用ラウンドリー及びドライクリーニング機器展 (東京都)
6月30日	環境法 第3次改正 ・非組合員との組合協約締結 ・大企業との組合特殊契約締結
6月30日	クリーニング業法 第5次改正 ・取次店並びにリネンサプライ業が業法規制対象に追加
8月8日	クリーニング総合研究所 2階増築落成式
9月12～15日	第9回研究大会(愛知県)
9月22日	日本クリーニング性研究協議会発足 ※現=日本繊維製品・クリーニング協議会
9月30日	「全国クリーニング営業者等死亡共助会」を発展的解消
10月1日	「全ク連・生命共済制度」発足 ●コインランドリー始まる

昭和40年(1965)

組合員数：暦年から年度に移行のためデータなし

2月11日	第7回通常総会(大分県)
6月10日	昭和40年度臨時総会(静岡県)
8月10日	社団法人全国環境衛生同業組合中央会設立
8月27日	第1回全国事務局長会議開催
10月19～21日	第7回国際クリーニング生産性会議(東京都)
11月30日	環境衛生金融公庫設立全国決起大会(東京都) ●フッ素ドライ機国産化

昭和41年(1966)

3月31日現在組合員数 29,642

4月	「中小企業近代化促進法」の業種指定を受ける
4月1日	沖縄クリーニング組合連合会が全ク連の準会員として加入
5月20日	第8回通常総会(福島県)

第6期 昭和41年5月21日～昭和43年5月23日

会 長：市川米三郎 → 菊池 勇 (41.8.19 付就任)
副 会 長：岡田 茂久・木全末三郎・菊池 勇 (41.8.19 付辞任)
専 務 理 事：中村 壽一 研究所所長：東 昇

昭和41年(1966)

3 月 31 日現在組合員数 29,642

- 6月 環衛業の特別融資制度が発足
- 10月11日 全国環境衛生業総決起大会 (東京都)
- 12月5日 環境衛生公庫設置要求総決起大会 (東京都)
- クリーニング処理基準の研究に着手

昭和42年(1967)

3 月 31 日現在組合員数 29,724

- 4月11日 クリーニング百年謝恩「全国クリーニングまつり」実施
- 5月17日 第 9 回通常総会 (京都府)
- 7月1日 生命共済制度改正 (積立制度導入等)
- 9月2日 環境衛生金融公庫設立 (初年度予算：300 億円)
- 10月2日 環衛法施行 10 周年記念全国大会 (東京都)
- 11月2日 昭和 42 年度臨時総会 (兵庫県)
- 11月3～5日 第 10 回研究大会 (兵庫県)

昭和43年(1968)

3 月 31 日現在組合員数 29,837

- 1月22～27日 「業務用クリーニング機械展」(東京都)
→ 米国商務省海外通産局、米国大使館共催による
- 5月23日 第 10 回通常総会 (岐阜県)

昭和42年4月11日に「全国クリーニングまつり」の一環として東京体育館で行なわれた「クリーニング歌の祭典」の会場に掲げられた看板。当日の出演者は、西郷輝彦、朝丘雪路、水前寺清子、W けんじなどの一流豪華メンバーが顔をそろえ、TBS テレビを通じて全国にも放映された。



第7期 昭和43年5月24日～昭和45年5月20日

会 長：菊池 勇
副 会 長：木全末三郎・水野 梅吉・円入 芳美
専 務 理 事：永岡豊太郎 研究所所長：東 昇

昭和43年(1968)

3月31日現在組合員数 29,837

- 7月16日 「クリーニング賠償規準」を制定
9月25日 昭和43年度臨時総会（神奈川県）
10月 取扱い絵表示導入
8月20日～ 「愛されるクリーニング店運動」実施（12月31日まで）
●クリーニング業近代化計画が公示（47年まで実施）

昭和44年(1969)

3月31日現在組合員数 30,594（準会員／沖縄…141）

- 5月18日 第11回通常総会（岡山県）
※沖縄組合を正会員として承認
11月20日 標準料金を作成（52年まで毎年作成）
12月5日 全国環境衛生業全国大会（東京都）

昭和45年(1970)

3月31日現在組合員数 31,017

- 2月20～22日 第11回研究大会（東京都）
※第11回、第12回（昭和47年）は「全日本クリーニング業近代化展」の名称で実施
5月20日 クリーニング環境衛生同業組合全国大会（愛媛県）
5月20日 第12回通常総会（愛媛県）

当時あっせんしていた全国統一
オリジナルデザインユニフォーム

全国統一オリジナルデザインの
(秋冬用) ユニフォーム誕生！

これまで各店では異なり、統一感のないユニフォームが主流でしたが、オリジナルデザインによる、まったく新しい全国統一（ユニフォーム）を制定いたしました。

A型（男子用） B型（男子用） C型（女子用）

（特徴）
● 清潔感、信頼感、統一感を演出。
● 作業性、耐久性、洗濯性を考慮。
● カラーリングは、清潔感を演出。
● シンプルなデザインで、統一感を演出。

（規格）
● 身長160cm～180cm、体重50kg～70kg。
● 身長160cm～180cm、体重50kg～70kg。
● 身長160cm～180cm、体重50kg～70kg。

（規格）
● 身長160cm～180cm、体重50kg～70kg。
● 身長160cm～180cm、体重50kg～70kg。
● 身長160cm～180cm、体重50kg～70kg。

身長	胸囲	袖口	肩幅	身長	胸囲	袖口	肩幅
160	80	20	38	160	80	20	38
165	85	21	40	165	85	21	40
170	90	22	42	170	90	22	42
175	95	23	44	175	95	23	44
180	100	24	46	180	100	24	46

第8期 昭和45年5月21日～昭和47年5月24日

会 長：菊池 勇
 副 会 長：円入 芳美・川村 義栄・東 喜伝
 専 務 理 事：山口 三幸 研究所所長：東 昇
 技術部会幹事：中村 壽一 (S46.4月)
 青年部会長：中野 篤 (S46.9月)

昭和45年(1970) 3月31日現在組合員数 31,017

10月11～13日 第12回国際クリーニング生産性会議（京都府）
 10月22日 職業訓練業種にクリーニング業が指定を受ける
 10月23日 昭和45年度臨時総会（東京都）
 11月27日 「クリーニングの処理基準」完成

昭和46年(1971) 3月31日現在組合員数 31,647

2月25日 社日本リネンサプライ協会発足
 ※3月4日付で全ク連と協定書締結
 4月1日 クリーニング技術部会発足
 4月 経営相談員制度発足
 5月18日 第13回通常総会（東京都）
 6月 水質汚濁防止法施行、クリーニング業も対象業種となる
 7月1日 環境庁発足
 9月16日 中央青年部会発足
 12月29日 クリーニングと細菌問題発生

昭和47年(1972) 3月31日現在組合員数 31,795

2月18～20日 第12回研究大会（大阪府）
 2月19日 第1回全国クリーニング青年会議（大阪府）
 5月24日 第14回通常総会（静岡県）

第9期 昭和47年5月25日～昭和49年5月23日

会 長：円入 芳美
専 務 理 事：山口 三幸
技術部会幹事：中村 壽一

副 会 長：大倉 達雄・小森 重松
研究所所長：東 昇
青年部会長：中野 篤

昭和47年(1972)

3月31日現在組合員数 31,795

- 10月 日商岩井（エーデルワイス）クリーニング業に参入
- 10月27日 全国環衛業総決起大会（東京都）
- 11月22日 昭和47年度臨時総会（東京都）
- 12月18日 「日本クリーニング公害予防センター」発足
※現=日本クリーニング環境保全センター
- 溶剤管理指導を開始
- 第一次オイルショックがクリーニング業界にも波及

昭和48年(1973)

3月31日現在組合員数 33,547

- 2月16日 第2回全国クリーニング青年会議（東京都）
- 5月16日 日英クリーニング業界交流会（東京都）
- 5月21日 第15回通常総会（長崎県）
- 5月21日 全国クリーニング業者大会（長崎県）
- 5月29日 クリーニング用機械設備の法定耐用年数が「7年」に短縮
- 10月22日 「クリーニング業発祥の地」碑完成
- 11月21～22日 全国一斉「クリーニング業界で使用する石油製品の確保に関する陳情」活動を展開
- 11月26日 昭和48年度臨時総会（東京都）
- 「クリーニング処理基準」発表
- 大手資本による業界進出が顕著化
- 「小規模企業設備改善資金制度」創設
- 人体型ワイシャツプレス機開発

昭和49年(1974)

3月31日現在組合員数 33,742

- 1月12日 クリーニング業が石油製品供給優先第2種に指定される
- 2月16日 第3回全国クリーニング青年会議（愛知県）
- 2月15～17日 第13回研究大会（愛知県）
- 5月23日 第16回通常総会（長野県）

第10期 昭和49年5月24日～昭和51年5月28日

会 長：円入 芳美	副 会 長：大倉 達雄・石黒政太郎
専 務 理 事：山口 三幸	研究所所長：東 昇
技術部会幹事：中村 壽一	青年部会長：高野 一助

昭和49年(1974)

3月31日現在組合員数 33,742

6月	銀座7丁目、毛利ビルに事務所移転
7月	業界ビジョンの策定に着手（ビジョン策定委員会の設置）
10月5日～	溶剤管理講習会（全国10ブロックで順次開催）
10月17日～	クリーニング問題懇談会（10消費者団体等との懇談、年度内3回実施）
11月22日	昭和49年度臨時総会（東京都）
12月	クリーニングと公衆衛生に関する研究委員会正式発足

昭和50年(1975)

3月31日現在組合員数 33,929

2月14～15日	第4回全国クリーニング青年会議（京都府）
5月25日	第17回通常総会（秋田県）
7月25日	クリーニング関連産業懇話会発足
8月15日	中小企業分野確保促進協議会設立
10月22日	環衛中央会10周年記念全国大会
11月24日	昭和50年度臨時総会（東京都）
	●組合員数がピークに達する
	●エタンドライ機輸入

昭和51年(1976)

3月31日現在組合員数 33,765

2月	第1回クリーニング国際会議（東京都／参加12ヶ国）
2月20～22日	第14回研究大会（東京都）
2月21～22日	第5回全国クリーニング青年会議（東京都）
3月10日	全共済10周年記念祝賀会
3月23日	中小企業事業分野確保法制定実現業者大会
5月28日	第18回通常総会（東京都）

第11期 昭和51年5月29日～昭和53年5月26日

会 長：中村 壽一 副 会 長：朝羽 圭史・水野 梅吉
専 務 理 事：森 貫一 研究所所長：東 昇
技術部会長：山口 三幸 青年部会長：岩間 健一

昭和51年(1976)

3月31日現在組合員数 33,765

- 6月2日 クリーニング業法 第6次改正
・取次所従事者に対する講習措置
- 11月1日 公正取引委員会の指導により標準料金を破棄
- 12月8日 第一次「業界ビジョン」作成・発表
- 12月8日 昭和51年度臨時総会（東京都）
 - クリーニング業法の都道府県条例制定促進運動
 - クリーニング施設数 10万軒突破

昭和52年(1977)

3月31日現在組合員数 33,566

- 2月11～13日 第6回全国クリーニング青年会議（福岡県）
- 3月24日 中小企業事業分野確保法即時実現総決起大会
- 5月27日 中小企業事業機会確保法（分野法）成立
- 5月27日 第19回通常総会（東京都）
- 6月 「全連情報」発行開始
- 8月5日 分野協創立総会
- 9月15～17日 国際クリーニング生産性会議（東京都）
- 11月23日 昭和52年度臨時総会（東京都）
- 11月23日 全ク連創立（環衛法施行）20周年記念式典
- 11月24日 環衛法施行20周年記念式典
- 12月 「日本クリーニング問題連絡会議」発足
 - 都道府県における「自主基準」制定・指導
 - エタンドライ機国産化

昭和53年(1978)

3月31日現在組合員数 33,407

- 2月18～19日 第7回全国クリーニング青年会議（大阪府）
- 2月18～20日 第15回研究大会（環衛法20周年記念／大阪府）
- 3月 クリーニング賠償問題協議会発足
⇒クリーニング事故賠償基準の策定に着手
- 5月26日 第20回通常総会（東京都）

第12期 昭和53年5月27日～昭和55年5月29日

会 長：中村 壽一 副 会 長：朝羽 圭史・水野久満治
専 務 理 事：宮坂 功 研究所所長：林 喬
技術部会長：山口 三幸 青年部会長：三橋喜久雄

昭和53年(1978)

3月31日現在組合員数 33,407

9月22～24日 第8回全国クリーニング青年会議（北海道）
●技術教育システム・カリキュラム策定の研究に着手

昭和54年(1979)

3月31日現在組合員数 33,312

2月8日 一般消費税を阻止する国民総決起中央大集会（東京都）
2月10～12日 第16回研究大会（東京都）
4月11日 環衛法 第8次改正（10月11日施行）
・振興指針の策定、組合による振興計画の作成
・都道府県及び全国環境衛生営業指導センターの設置
・標準営業約款制度の創設
・法の目的に「経営の健全化を図るとともに、利用者又は消費者の利益の擁護に資すること」を追加 等
4月13日 一般消費税創設反対決起集会（東京都・日比谷公会堂）
5月29日 第21回通常総会（東京都）
6月 業界基本問題研究委員会発足
10月1日 厚生省認定「アカデミー通信講座」スタート
10月2日 一般消費税の導入を絶対に許さない国民総決起集会（東京都）
11月17～19日 第9回全国クリーニング青年会議（愛知県）
12月6日 昭和54年度臨時総会（東京都）
12月 「クリーニング事故賠償基準」制定（前基準は廃止）
●米国でパークの発がん性が問題になる
●第2次オイルショック

昭和55年(1980)

3月31日現在組合員数 32,900

2月23～25日 第17回研究大会（大阪府）
3月5日 クリーニング総合研究所テストプラント竣工式
3月12日 財団法人全国環境衛生営業指導センター設立
5月29日 第22回通常総会（東京都）
5月29日 クリーニング総合研究所テストプラント落成記念祝賀会

第13期 昭和55年5月30日～昭和57年5月29日

会 長：中村 壽一 副 会 長：守屋 辰蔵・水野久満治
専 務 理 事：宮坂 功 研究所所長：林 喬
技術部会長：森 貴一 青年部会長：安久 正夫

昭和55年(1980)

3月31日現在組合員数 32,900

- 7月 分野法による協定、第一号成立（→タカケンサンシャイン）
- 7月6～7日 第1回全日本クリーニング関連業者大会（千葉県）
- 7月 第1回中級クリーニング技術者スクーリングを実施
- 8月22日 「クリーニング業の適正化基準」が改訂・認可
- 8月 行政改革（クリーニング師の許認可制度）で反対運動
- 11月15～18日 第1回上級クリーニング技術者セミナー実施（77名合格）
- 11月28～29日 第10回全国クリーニング青年会議（東京都）
- 11月29～1日 第18回研究大会（東京都）
- 12月11～12日 業務用洗濯機等にかかる物品税課税に反対、全面非課税を勝ち取る

昭和56年(1981)

3月31日現在組合員数 32,182

- 3月 「環同組合組織論」発表
- 5月29日 第23回通常総会（東京都）
- 6月中旬～下旬 「クリーニング業法存続運動」を展開
- 7月5～6日 第2回全日本クリーニング関連業者大会（兵庫県）
- 7月15～17日 消費者意識調査始まる（第1回テーマ「学生服」）
- 9月12～13日 第11回全国クリーニング青年会議（兵庫県）
- 10月 「さわやかグループ」設立認可に関する反対陳情
- 10月23～25日 第19回研究大会（愛知県）
 - 研究所テストプラントにランドリー設備を設置
 - 大阪・栃木で第一号「適正化規程」認可

昭和57年(1982)

3月31日現在組合員数 31,527

- 3月31日 厚生省通達「クリーニング所の衛生管理要綱」
- 4月1日 「クリーニング業の振興指針」公示
- 5月 需要拡大運動及び不良衣料品追放運動がスタート
- 5月29日 第24回通常総会（東京都）
- 「クリーニングの日」「クリーニングデー」制定
- 5月29日 「全国クリーニング業政治連盟」設立総会

第14期 昭和57年5月30日～昭和59年5月29日

会 長：守屋 辰蔵 副 会 長：水野久満治・佐々木武二
 専 務 理 事：宮坂 功 研究所所長：林 喬
 技術部会長：森 貫一 青年部会長：小笠原 進

昭和57年(1982)

3月31日現在組合員数 31,527

7月11～12日 第3回全日本クリーニング関連業者大会（神奈川県）
 8月23日 「白服着用テスト」スタート
 9月11～12日 第12回全国クリーニング青年会議（福島県）
 11月6～8日 第20回研究大会（東京都）

昭和58年(1983)

3月31日現在組合員数 30,850

3月26日 「クリーニング業の標準営業約款」認可・告示
 3月 厚生省通達「コインオペレーション営業施設の指導要綱」
 4月12日 山中通産大臣に不適衣料品追放に関する陳情書「クリーニング事故防止に関する陳情」を提出
 5月27日 第25回通常総会（東京都）
 5月27日 全ク連創立25周年及びクリーニング総合研究所設置20周年祝賀会
 8月7～8日 第4回全日本クリーニング関連業者大会（兵庫県）
 9月25日 「クリーニングの日」キャンペーン始まる
 11月1日 標準営業約款（Sマーク）制度スタート（初年度登録3,646件）
 11月4～6日 第21回研究大会（大阪府）
 11月15日 長野県で振興計画認定第一号
 11月19～20日 第13回全国クリーニング青年会議（千葉県）

昭和59年(1984)

3月31日現在組合員数 29,835

3月 「パークロルエチレン取り扱いマニュアル」作成
 4月4日 クリーニング衛生運動推進協議会（現・クリーンライフ協会）設立
 5月29日 第26回通常総会（東京都）

第15期 昭和59年5月30日～昭和61年5月29日

会 長：守屋 辰蔵 副 会 長：橘 正太郎・後上庄一郎
専 務 理 事：小川 巖 研究所所長：林 喬
技術部会長：宮坂 功 青年部会長：黒丸 四郎

昭和59年(1984)

3月31日現在組合員数 29,835

- 7月8～9日 第5回全日本クリーニング関連業者大会（長野県）
- 7月30日 小型貫流ボイラーの安全対策に関する規制強化の反対陳情
- 9月11日 渡部恒三厚生大臣に白ブレザー贈呈
- 9月18～21日 第25回国際クリーニング会議東京大会開催
- 11月8日 全国環衛業代表者大会
- 11月17～18日 第14回全国クリーニング青年会議（広島県）
- 11月23～25日 第22回研究大会（東京都）
 - 地下水汚染問題→パーク排出規制始まる

昭和60年(1985)

3月31日現在組合員数 29,067

- 5月29日 全組合理事長等、総理公邸に中曽根総理大臣を表敬訪問
- 5月29日 第27回通常総会（東京都）
- 6月10日～ 「白ブレザー」 斡旋開始
- 6月11日 国鉄・埼玉県川口駅構内にクリーニング店オープン、即時
反対申し入れ、以後の出店凍結を勝ち取る
- 8月5日 道交法改正もクリーニング集配中の「シートベルト着用免
除」 勝取る
- 9月1日 「クリーンライフみのりの箱募金」が厚生大臣認可
- 9月1～2日 第6回全日本クリーニング関連業者大会（愛知県）
- 9月 全国環衛業代表者大会（東京都）
- 11月23～25日 第23回研究大会（大阪府）
- 11月30～1日 第15回全国クリーニング青年会議（東京都）
 - エタン研究会発足

昭和61年(1986)

3月31日現在組合員数 28,346

- 4月 「活性炭吸着方式排水処理装置」 斡旋開始（1台75,000円）
- 5月1日 「クリーニング事故賠償基準」 第一次改訂
- 5月29日 第28回通常総会（東京都）

第16期 昭和61年5月30日～昭和63年5月27日

会 長：小川 巖
専 務 理 事：山本 和也
技術部会長：吉田 米造

副 会 長：後上庄一郎・嶋崎 忠夫
研究所所長：三石 芳通
青年部会長：小黑 一彦

昭和61年(1986)

3月31日現在組合員数 28,346

- 7月13～15日 第7回全日本クリーニング関連業者大会（岩手県）
- 9月13～15日 第16回全国クリーニング青年会議（北海道）
- 9月21日 クリーニング業の改善促進決起大会（埼玉県・400名）
- 9月28日 大阪・御堂筋パレード初参加（平成18年まで継続）
- 10月1日 環境衛生金融公庫に「運転資金貸付制度」が新設される
- 11月7～9日 第24回研究大会（東京都）
- 12月1日 「クリーニングギフト券」事業スタート

昭和62年(1987)

3月31日現在組合員数 27,598

- 4月21日 クリーニングアカデミー制度正式発足
- 4月28日 JR各社への「クリーニング業進出反対」要望書を提出
- 5月25日 テトラクロロエチレン、化審法の指定化学物質の指定
- 5月29日 第29回通常総会（東京都）
- 6月16日 指導課長通知「ドライクリーニングにおけるテトラクロロエチレン等の適正な使用管理及び処理の徹底について」
- 7月19～20日 第8回全日本クリーニング関連業者大会（京都府）
- 9月5～6日 第17回全国クリーニング青年会議（大阪府）
- 10月14日 クリーニング総合研究所25周年記念式典
- 10月23日 環衛法施行30周年記念式典
- 11月6～8日 第25回研究大会（愛知県）
- 11月12日 JR東日本駅との覚書の調印
- 12月15日 セブン-イレブン進出、即時中止申し入れ
- 各地で組合創立30周年式典開催

昭和63年(1988)

3月31日現在組合員数 27,059

- 3月17日 カネタシャツ(株)製ワイシャツを「全ク連推奨品」に指定
- 4月15日 全ク連とJR東日本が「標準協定」で調印
- 5月27日 第30回通常総会（東京都）

第17期 昭和63年5月28日～平成2年5月29日

会 長：小川 巖 副 会 長：嶋崎 忠夫・吉田 米造
 専 務 理 事：山本 和也
 研究所所長：三石 芳通 → 山本 和也 (S63.12～元年5月) →
 砺波 宏明 (H元年6月～)
 技術部会長：後上庄一郎 青年部会長：田中 昭一

昭和63年(1988)

3月31日現在組合員数 27,059

5月31日	クリーニング業法 第10次改正(平成元年4月1日施行) ・クリーニング師研修・業務従事者講習の制度化
6月	全ク連・全国クリーニング協議会共同声明発表 「クリーニング業法の一部改正によせて」
7月16日	JR四国との「覚書」調印
7月17～18日	第9回全日本クリーニング関連業者大会(青森県)
8月1日～	第一期クリーニングアカデミー総合講座開講
10月1日	クリーニングギフト券換金額引上げ(440円⇒450円)
10月15～16日	第18回全国クリーニング青年会議(神奈川県)
12月2～4日	第26回研究大会(東京都)
12月27日	JR西日本との「覚書」調印

平成元年(1989)

3月31日現在組合員数 26,646

4月1日	消費税スタート
5月29日	第31回通常総会(東京都)
7月23～24日	第10回全日本クリーニング関連業者大会(岡山県)
7月	第1回クリーニング研究者会議開催
10月	テトラクロロエチレンが有害物質に指定(水濁法)
11月3～5日	第27回研究大会(大阪府)
11月25～27日	第19回全国クリーニング青年会議(福岡県)
12月13日	中元クリーニングとの協定締結

平成2年(1990)

3月31日現在組合員数 26,218

3月9日	初代マスタークリーニング技術者誕生(9名)
4月	国民生活センターから事故防止に関する要望書
5月29日	第32回通常総会(東京都)

第18期 平成2年5月30日～平成4年5月29日

会 長：小川 巖
副 会 長：嶋崎 忠夫・山本 昭三・柴田 力男
専 務 理 事：山本 和也 研究所所長：砺波 宏明
技術部会長：柴田 力男 青年部会長：杉山 友治

平成2年(1990) 3月31日現在組合員数 26,218

8月26～28日 第11回全日本クリーニング関連業者大会（北海道）
「クリーニング師研修・従事者講習」制度スタート
9月15～10月31日 クリーニングギフト券の全国キャンペーン開始
10月1日 クリーニングギフト券換金額第2次引上げ
(450円⇒460円)
11月23～24日 第20回全国クリーニング青年会議（東京都）
11月23～25日 第28回研究大会（東京都）
*クリーンライフ型店舗発表

平成3年(1991) 3月31日現在組合員数 25,785

2月 日本鉱業製「ドライチェッカー」販売開始
2月16～17日 技術部会発足20周年特別企画全国技術交流会
4月1日 労働基準法改正（法定労働時間短縮へ）
3月30日 オゾン層保護法公布
5月22日 クリーニング環境保全推進大会の開催
→「日本クリーニング環境保全センター」に改称
5月29日 第33回通常総会（東京都）
6月 雲仙普賢岳噴火（長崎県）に対して義援金支援を実施
7月 石油系溶剤残留防止を厚生省が通知
7月16日 「日本繊維製品クリーニング連絡会議」発足
7月21～22日 第12回全日本クリーニング関連業者大会（千葉県）
11月2～3日 第21回全国クリーニング青年会議（京都府）
11月1日 JR九州との覚書調印
12月13～15日 第29回研究大会（愛知県）

平成4年(1992) 3月31日現在組合員数 25,402

5月29日 第34回通常総会（東京都）

第19期**平成4年5月30日～平成6年5月27日****会 長**：小川 巖**副 会 長**：嶋崎 忠夫・山本 昭三・柴田 力男**専 務 理 事**：山本 和也 **研究所所長**：奥山 春彦**技術部会長**：柴田 力男 **青年部会長**：杉山 友治**平成4年(1992)****3月31日現在組合員数 25,402**

- 7月1日 小川会長が社団法人全国環境衛生同業組合中央会理事長に選任
- 7月4日 改正・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行
→テトラクロロエチレン等が特別管理産業廃棄物に指定
- 8月9～10日 第13回全日本クリーニング関連業者大会（広島県）
- 8月16日 クリーニングギフト券発券枚数 100万枚突破
- 10月3～4日 第22回全国クリーニング青年会議（埼玉県）
- 10月8日 全国クリーニング業国民年金基金設立（認可）
- 11月27～29日 第30回研究大会（東京都）
●第4回モントリオール議定書締約国会合で、フロン、エタンとともに1995年に生産全廃が前倒しとなることが決定

平成5年(1993)**3月31日現在組合員数 25,011**

- 1月27日 第1回ドライクリーニング溶剤等特別対策検討会
- 4月14日 第2回ドライクリーニング溶剤等特別対策検討会
- 5月28日 第35回通常総会（東京都）
- 8月 鹿児島県大水害への義援金等支援実施
- 9月18～19日 第14回全日本クリーニング関連業者大会（静岡県）
- 10月30～31日 第23回全国クリーニング青年会議（石川県）
- 11月26～28日 第31回研究大会（大阪府）

平成6年(1994)**3月31日現在組合員数 24,709**

- 5月27日 第36回通常総会（東京都）

第20期 平成6年5月28日～平成8年5月29日

会 長：小川 巖
副 会 長：山本 昭三・富田 茂吉・上田 辰雄
専 務 理 事：山本 和也 研究所所長：奥山 春彦
技術部会長：富田 茂吉 青年部会長：安藤 逸夫

平成6年(1994) 3月31日現在組合員数 24,709

6月1日～ クリーニングギフト券委託販売方式スタート
9月3～4日 第24回全国クリーニング青年会議(宮城県)
10月2～3日 第15回全日本クリーニング関連業者大会(埼玉県)
11月25～27日 第32回研究大会(東京都)
●「溶剤転換マニュアル」「廃棄物処理マニュアル」発刊

平成7年(1995) 3月31日現在組合員数 24,284

1月17日 阪神淡路大震災発生
1月26日 阪神淡路大震災による被災組合員等への支援を実施
2月24日 パークを使用するコイン施設に対する厚生省生活衛生課長通知発令
4月1日 特別管理産業廃棄物管理責任者設置義務スタート
5月26日 第37回通常総会(東京都)
6月 アカデミー通信講座テキスト全面改訂
6月 文化放送株と「災害情報ネットワーク」を構築
9月30日 第25回全国クリーニング青年会議(東京都)
10月27～30日 '95国際クリーニング会議横浜大会
11月3～5日 第33回研究大会(大阪府)
11月26～28日 第16回全日本クリーニング関連業者大会(沖縄県)

平成8年(1996) 3月31日現在組合員数 23,862

2月6日 第三次業界ビジョン「クリーンライフビジョン21」策定
5月29日 第38回通常総会(東京都)

第21期**平成8年5月30日～平成10年5月29日****会 長**：山本 昭三**副 会 長**：小林 登・高橋 留吉・村瀬 健一**専 務 理 事**：柴田 健吉**研究所所長**：奥山 春彦 → 門脇 武博 (H8.10月～)**技術部会長**：村瀬 健一 **青年部会長**：安藤 逸夫**平成8年(1996)****3月31日現在組合員数** 23,862

- 7月1日 全国クリーニング環境衛生同業組合厚生年金基金設立認可
- 7月7～8日 第17回全日本クリーニング関連業者大会 (三重県)
- 7月末 病原性大腸菌 O-157 発生、組合員に感染予防法を通知
- 10月5～6日 第26回全国クリーニング青年会議 (広島県)
- 11月1～3日 第34回研究大会開催 (東京都)

平成9年(1997)**3月31日現在組合員数** 23,261

- 2月1～2日 CLV21 九州 ('97 九州クリーニング機械資材展) (福岡県)
- 4月1日 消費税率 5%に引き上げ
- 5月29日 第39回通常総会 (東京都)
- 5月31日 高齢者生命共済規約廃止
- 6月1日 有効期限付きクリーニングギフト券発行
- 6月22～23日 第18回全日本クリーニング関連業者大会 (山梨県)
- 9月27～28日 第27回全国クリーニング青年会議 (北海道)
- 10月 「テトラクロロエチレンの適正管理マニュアル」作成
- 10月28～11月1日 国際クリーニング研究者会議を日本で開催
- 10月31日 平成9年度第1回臨時総会 (大阪府)
- 11月1～3日 第35回研究大会開催 (大阪府)

平成10年(1998)**3月31日現在組合員数** 22,426

- 1月27日 平成9年度第2回臨時総会 (東京都)
- 4月 クリーニング総合研究所売却／全国クリーニング会館取得
- 5月29日 第40回通常総会 (東京都)
- 5月29日 創立40周年並びに会館取得記念式典開催
- 東急電鉄との「覚書」調印

第22期 平成10年5月30日～平成12年5月30日

会 長：山本 昭三
副 会 長：小林 登・村瀬 健一・壺坂 佳嗣
専 務 理 事：柴田 健吉 研究所所長：門脇 武博
技術部会長：村瀬 健一 青年部会長：大澤 勲

平成10年(1998) 3月31日現在組合員数 22,426

7月18～19日 第19回全日本クリーニング関連業者大会（福岡県）
8月3日 セブンイレブンが再び神奈川県下に進出
9月19～20日 第28回全国クリーニング青年会議（栃木県）
11月4日 「石油系溶剤残留」に掛かる2度目の課長通知
11月27～29日 第36回研究大会（東京都）

平成11年(1999) 3月31日現在組合員数 21,612

2月12日 マシーンリング・システム提唱
3月18日 「クリーニングボックス設置基準（案）」とりまとめる
3月29日 クリーニング事故賠償基準改正
4月1日 フィガロ技研と新型ドライチェッカーを開発・発売開始
4月15日 新名称「厚生労働省」に決定
5月11日 「石油系溶剤残留」に掛かる3度目の課長通知
5月28日 第41回通常総会（東京都）
7月3～4日 第20回全日本クリーニング関連業者大会（愛媛県）
10月1日 環境衛生金融公庫と国民生活金融公庫が合併
10月29～31日 第37回研究大会（大阪府）
11月1日 全ク連ホームページ立ち上げ
11月9日 初の「衛星通信セミナー」実施
11月20～21日 第29回全国クリーニング青年会議（鹿児島県）
12月19日 「商業ウェットクリーニング評価基準」構築

平成12年(2000) 3月31日現在組合員数 20,679

3月27日 日本エアシステム（JAS）とクリーニングギフト券委託取扱
扱い契約締結
5月29日 クリーニング史料展示室オープン
5月30日 第42回通常総会（東京都）

第23期 平成12年5月31日～平成14年5月29日

会 長：山本 昭三
副 会 長：浅井 英二・沖 隆義・小泉 進
専 務 理 事：柴田 健吉 研究所所長：門脇 武博
技術部会長：沖 隆義 青年部会長：大森 雄治

平成12年(2000)

3月31日現在組合員数 20,679

- 10月13日 平成12年度臨時総会（東京都）
- 10月13～15日 第38回研究大会（東京都）
- 10月14日 クリーンライフ・スーパーサミット2000
（第21回関連業者大会並びに第30回全国クリーニング
青年会議）
- 技術部会、青年部会設立30周年を迎える

平成13年(2001)

3月31日現在組合員数 19,667

- 1月 ユニクロ・エアテック製品問題発生
- 1月1日 ヤマト運輸とのギフト券提携スタート
- 1月6日 生衛法改正に伴い「環境衛生」から「生活衛生」に名称変更
- 5月29日 第43回通常総会（東京都）
- 5月29日 全国クリーニング会館取得記念誌『明日への礎』発刊
- 6月24～26日 第22回全日本クリーニング関連業者大会（山形県）
- 6月27日 山本会長、(社)全国環境衛生同業組合中央会理事長に就任
- 8月 ノニルフェノールが環境ホルモンとして問題化
- 9月1～2日 第31回全国クリーニング青年会議（愛知県）
- 10月26～28日 第39回研究大会（大阪府）

平成14年(2002)

3月31日現在組合員数 18,743

- 3月 「エコロジカル・クリーンライフ」提唱
- 3月 「クリーニング業におけるPRTR算出システム」構築・公開
- 4月1日 消費税法改正（総額表示義務化、免税点の引き下げ等）
- 5月29日 第44回通常総会（東京都）
- 5月29日 公衆衛生委員会発足30周年記念パーティ

第24期 平成14年5月30日～平成16年5月28日

会 長：山本 昭三
副 会 長：佐野 明・青山 亨・立川 定男
専 務 理 事：柴田 健吉 研究所所長：門脇 武博
技術部会長：若子 鈴雄 青年部会長：萩原 昭浩

平成14年(2002) 3月31日現在組合員数 18,743

6月1日 クリーニング事故品鑑定業務のオープン化
6月 『クリーニング・ハンドブック』作成・頒布
7月14～15日 第23回全日本クリーニング関連業者大会（大阪府）
9月21～22日 第32回全国クリーニング青年会議（秋田県）
11月20日 日本繊維製品・クリーニング協議会設立
11月29～12月1日 第40回研究大会（東京都）

平成15年(2003) 3月31日現在組合員数 17,870

2月15日 土壌汚染対策法施行
4月1日 「クリーニング事故防止システム」会員登録開始
5月29日 第45回通常総会（東京都）
9月7～9日 第24回全日本クリーニング関連業者大会（富山県）
10月31～11月2日 第41回研究大会（大阪府）
11月23～24日 第33回全国クリーニング青年会議（香川県）
●パート労働者への厚生年金適用拡大問題発生

平成16年(2004) 3月31日現在組合員数 16,924

4月16日 生衛法 第24次改正
⇒現にクリーニング業法に規定するクリーニング業を営む者が、改正クリーニング業法の施行日以降において取次店を営む者となった者を当分の間法第2条第1項第7号に掲げる営業（クリーニング業）を営む者とする改正
4月16日 クリーニング業法 第19次改正（10月1日施行）
・法の目的に「利用者の利益の擁護」を追加
・苦情の申し出先の明示を義務化
・洗濯物の受渡しの際の必要な説明を（努力）義務化
・無店舗取次営業に対する規制の明確化 等
5月28日 第46回通常総会（東京都）

第25期 平成16年5月29日～平成18年5月26日

会 長：山本 昭三
副 会 長：佐野 明・青山 亨・佐藤 栄
専 務 理 事：柴田 健吉 研究所所長：門脇 武博
技術部会長：皆本 政常 青年部会長：萩原 昭浩

平成16年(2004) 3月31日現在組合員数 16,924

6月2日 生衛法 第26次改正（破産法の施行関係）
9月18～20日 第25回関連業者大会・第34回全国クリーニング青年会議
（大分県）
11月26～28日 第42回研究大会（東京都）
●全組合にIP電話網を整備

平成17年(2005) 3月31日現在組合員数 16,247

3月 国内外大規模自然災害への義援金拠出、日赤を通じて
→新潟中越地震等国内災害に422万円、スマトラ沖地
震に300万円
4月1日 個人情報保護法全面施行
4月 ポリ包装資材自主回収システム構築を決議
5月25日 第47回通常総会（東京都）
7月16～17日 第26回関連業者大会・第35回全国クリーニング青年会議
（愛知県）
10月28～30日 第43回研究大会（大阪府）
※業界シンボルマーク「洗太くんとカゴちゃん」制定

平成18年(2006) 3月31日現在組合員数 15,357

5月26日 第48回通常総会（東京都）

第26期 平成18年5月27日～平成20年5月29日

会 長：青山 亨
副 会 長：小岩 政次・山田 昭治・古谷 一
専 務 理 事：柴田 健吉 研究所所長：門脇 武博
クリーニング技術部会長：角田 行雄 青年部会長：秋月 修

平成18年(2006) 3月31日現在組合員数 15,357

7月 国民生活センターから「クリーニングサービスに関する消費者トラブルの防止について」要望書
8月4日 厚生労働省課長通知
「クリーニング業法第3条の2に規定する利用者に対する説明義務等の徹底について」
9月10～12日 第27回関連業者大会・第36回全国クリーニング青年会議(新潟県)
11月23日 平成18年度臨時総会(東京都)
11月24～26日 第44回研究大会(東京都)

平成19年(2007) 3月31日現在組合員数 14,423

5月18日 ㈱日本政策金融公庫法成立
※附帯決議に「生衛業者」への配慮が盛り込まれる
5月30日 第49回通常総会(東京都)
7月7～8日 クリーニング・フレンドシップ・サミット07 神奈川(神奈川県)
10月5日 第1回日織ク協交流会議(東京都)
10月31日 生衛法施行50周年式典が厚生労働省等の主催で催される
11月23～25日 第45回研究大会(大阪府)

平成20年(2008) 3月31日現在組合員数 13,665

1月 第4次業界ビジョン策定に着手
3月8日 マスタークリーニング技術者終身資格記念講座
3月 全国クリーニング会館にAEDを設置
5月29日 第50回通常総会(東京都)
5月29日 全ク連創立50周年記念式典

第27期 平成20年5月30日～平成22年5月29日

会 長：青山 亨
副 会 長：小岩 政次・山田 昭治・古谷 一
専 務 理 事：柴田 健吉 研究所所長：門脇 武博
技術部会長：山田 昭治 青年部会長：片岡 芳規

平成20年(2008)

3 月 31 日現在組合員数 13,665

- 7月～ 全国一斉原油価格高騰に対する陳情活動
- 8月 原油価格高騰に伴う価格転嫁に理解を求める店頭ポスターを 15 万枚政府が作成、機材商等を通じて全クリーニング事業者に配布
- 10月1日 国民生活金融公庫が「株式会社日本政策金融公庫」に改組
- 10月18～19日 クリーニング・フレンドシップ・サミット 2008 in 東京（東京都）
- 11月～ 『ファブリーズで洗おう』のキャッチコピーに対し不当表示にあたるとして公正取引委員会に申告
- 12月～ 携帯電話専用 無料クリーニング情報サイトスタート
- 12月5～7日 CLV21-2008 東京展示会（第 46 回研究大会）（東京都）

平成21年(2009)

3 月 31 日現在組合員数 12,837

- 2月23日 クリーニング業の振興指針 第 6 次改正告示
- 5月25日 第 51 回通常総会（東京都）
- 7月～ 建築基準法問題顕在化
- 7月～ エコポイント制度スタート。クリーニングギフト券の交換対象に
- 7月11～12日 第 1 回全国クリーニング大会 in 神戸（兵庫県）
- 11月13～15日 CLV21-2009 大阪展示会（第 47 回研究大会）（大阪府）

平成22年(2010)

3 月 31 日現在組合員数 12,035

- 1月 第 4 次クリーニング業界ビジョン構築・発表
- 5月24日 民主党政権による「事業仕分け」→クリーニング師研修等「廃止」判定
- 5月29日 第 52 回通常総会（東京都）

第28期 平成22年5月30日～平成24年5月29日

会 長：青山 亨
副 会 長：高田 健・佐藤 栄・小池 広昭
専 務 理 事：柴田 健古
研究所所長：門脇 武博 → 小野 雅啓 (23.11 月～)
技術部会長：古谷 一 青年部会長：片岡 芳規

平成22年(2010) 3月31日現在組合員数 12,035

- 6月10日 行政事業レビュー（省内仕分け）で都道府県センターへの補助金制度「廃止」判定
- 7月10～11日 第2回全国クリーニング大会 in 下関（山口県）
- 7月31日 全国クリーニング会館取得借入金完済
- 9月10日 国土交通省より建築基準法問題に関し「技術的助言」が発出
- 12月3～5日 CLV21-2010 東京展示会（第48回研究大会）（東京都）

平成23年(2011) 3月31日現在組合員数 11,334

- 3月11日 東日本大震災発生
- 4月1日 全ク連生命共済制度、独自収支から総合収支に移行
- 5月27日 第53回通常総会（東京都）
- 12月2～4日 CLV21-2011 大阪展示会（第49回研究大会）（大阪）
- 12月20日 大船渡－陸前高田地区復興支援クリーニング工場認可
●福島県郡山市で開催を予定していた第3回全国クリーニング大会 In 郡山は東日本大震災の発生を踏まえ中止

平成24年(2012) 3月31日現在組合員数 10,600

- 2月4日 大船渡－陸前高田地区復興支援クリーニング工場 披露式典
- 3月31日 クリーニング事故防止システム運用終了
- 5月29日 第54回通常総会（東京都）

第29期 平成24年5月30日～平成26年5月29日

会 長：小池 広昭
 副 会 長：伊澤 勝令・石田 泰山・村上 英男
 専 務 理 事：柴田 健吉 研究所所長：小野 雅啓
 技術部会長：溝口 悦夫 青年部会長：小黑 一也

平成24年(2012) 3月31日現在組合員数 10,600

9月29～30日 第4回全国クリーニング大会 in 徳島（徳島県）
 11月30～
 12月2日 CLV21-2012 東京展示会（第50回研究大会）（東京都）
 12月～ クリーニング総合補償制度（総合賠償責任保険）スタート

平成25年(2013) 3月31日現在組合員数 9,864

3月 ドライチェッカー製造終了
 5月29日 第55回通常総会（東京都）
 7月～ クリーニング業 安全・安心対策指導員制度
 10月5～6日 第5回全国クリーニング大会 in 札幌（北海道）
 11月15～17日 CLV21-2013 大阪展示会（第51回研究大会）（大阪）

平成26年(2014) 3月31日現在組合員数 9,170

3月13日 クリーニング業の振興指針 第7次改正告示
 4月1日 消費税率引き上げ（5%→8%）
 5月29日 第56回通常総会（東京都）

第30期 平成26年5月30日～平成28年5月29日

会 長：小池 広昭
副 会 長：伊澤 勝令・石田 泰山・村上 英男
専 務 理 事：柴田 健吉 研究所所長：小野 雅啓
技術部会長：溝口 悦夫 青年部会長：小黒 一也

平成26年(2014) 3月31日現在組合員数 9,170

9月 全国ご当地キャラへの感謝状贈呈セレモニースタート
10月12日 第6回全国クリーニング大会 in 東京（東京都）
10月20日 洗濯表示記号に掛かる新 JIS 規格制定（移行は平成 28 年 12 月～）
11月 生活衛生同業組合活動推進月間スタート
11月28～30日 CLV21-2014 東京展示会（第 52 回研究大会）（東京）

平成27年(2015) 3月31日現在組合員数 8,520

3月5日 国民生活センターが「インターネットによる宅配クリーニング」に対する注意喚起資料を公表
4月1日 改訂・クリーニング事故賠償基準 公示
クリーニングギフト券専用ホームページ開設
5月28日 エステー株式会社「ムシューダ」を推奨品として認定
5月29日 第 57 回通常総会（東京都）
10月1日 改訂・クリーニング事故賠償基準 施行
厚生年金基金が全国クリーニング業企業年金基金に制度移行
10月11～12日 第 7 回全国クリーニング大会 in 鹿児島（鹿児島県）
11月13～15日 CLV21-2015 大阪展示会（第 53 回研究大会）（大阪）

平成28年(2016) 3月31日現在組合員数 —

1月 マイナンバー制度スタート

5-5. 関連データ（施設数、クリーニング需要等推移）

【クリーニング施設数／組合員数】

年度	一般クリーニング所		組合員数	
	施設数	対前年比	組合員数	対前年比
2	53,980	—	26,218	△428
3	53,477	△503	25,785	△433
4	52,315	△1,162	25,001	△784
5	51,669	△646	24,709	△302
6	51,229	△440	24,284	△425
7	50,699	△530	23,862	△422
8	49,954	△745	23,261	△601
9	49,563	△391	22,426	△835
10	49,215	△348	21,612	△814
11	48,103	△1,112	20,679	△933
12	47,324	△779	19,667	△1,012
13	46,595	△729	18,743	△924
14	45,848	△747	17,870	△873
15	44,505	△1,343	16,924	△946
16	44,041	△464	16,247	△677
17	42,664	△1,377	15,357	△890
18	41,998	△666	14,423	△934
19	40,638	△1,360	13,665	△758
20	39,632	△1,006	12,837	△828
21	38,165	△1,467	12,035	△802
22	37,393	△772	11,334	△701
23	35,330	△2,063	10,600	△734
24	34,767	△563	9,864	△736
25	33,106	△1,661	9,170	△694
26	32,005	△1,101	8,850	△320
27	30,371	△1,634	7,952	△568

※施設数は厚生労働省「衛生行政報告例」による

※ただし、施設数の変動はクリーニング事業者の保健所への届出が基礎となるが、廃業時に届出をしない事業者の存在が散見することが指摘されている。実態は記載数字より低いものと推定される。

**届出事項の変更（特にクリーニング師の異動）、
廃業時には保健所への届出を忘れずに!!**

【クリーニング需要／苦情相談件数】

年度	クリーニング需要（円）		苦情相談件数	
	一世帯当たりの 年間クリーニング代	対前年比	相談件数	対前年比
2	17,240	—	10,358（1）	—
3	18,716	1,476	10,310（1）	△48
4	19,243	527	10,334（1）	24
5	18,834	△409	9,612（2）	△722
6	17,883	△951	9,452（2）	△160
7	17,103	△780	8,960（2）	△92
8	16,304	△799	9,681（2）	△219
9	15,429	△875	11,694（4）	2,013
10	14,361	△1,068	11,460（5）	△234
11	13,778	△583	11,184（5）	△276
12	12,456	△1,322	10,828（6）	△356
13	11,029	△1,427	11,429（16）	601
14	10,825	△204	11,025（17）	△404
15	10,069	△756	11,281（17）	256
16	9,941	△128	10,550（18）	△731
17	9,485	△456	10,434（19）	△116
18	9,063	△422	10,118（19）	△316
19	8,890	△173	9,533（19）	△585
20	8,881	△9	8,891（19）	△642
21	8,116	△765	8,497（20）	△394
22	7,836	△280	7,626（20）	△871
23	7,236	△600	6,745（19）	△881
24	7,426	190	6,620（19）	△125
25	6,992	△434	6,129（19）	△491
26	7,164	172	5,993（19）	△136
27	6,601	△563	—	—

※一世帯当たりの年間クリーニング代→総務省「家計支出調査」

※クリーニング苦情相談件数：（ ）内の数字は業種別件数ランク

ドライクリーニング溶剤の使用管理状況等に関する調査結果（平成26年度）

ドライ溶剤使用施設数・ドライ機台数

厚生労働省健康局生活衛生課

	平成26年度				平成24年度			
	施設数	%	台数	%	施設数	%	台数	%
テトラクロロエチレン	2,171	8.7	2,491	8.6	2,522	9.2	2,882	9.1
石油系溶剤	22,226	89.4	25,850	89.6	24,389	89.0	28,140	89.1
HCFC類 (平成9～11年度は) HCFC225である)	119	0.5	148	0.5	160	0.6	186	0.6
HFC-365mfc (平成26年度からの 新規項目)	105	—	123	—	—	—	—	—
1,1,1- トリクロロエタン	27	0.1	33	0.1	35	0.1	36	0.1
CFC-113	39	0.2	42	0.1	67	0.2	76	0.2
合 計 (その他を含む)	24,854	—	28,853	—	27,400	—	31,574	—

※すべての溶剤で、シミ取り用として使用されているものを除く

※「%」は、総施設数（台数）に対して各溶剤が占める割合を表す

平成26年度石油系溶剤の使用管理状況

石油系溶剤使用施設数			22,226
内訳	乾燥機設置施設	溶剤蒸気回収装置あり	5,063
		溶剤蒸気回収装置なし	15,017
	ドライチェッカー保有施設		6,430
石油系ドライ機台数			25,850
内訳	洗浄脱液機 (コールドタイプ)	処理能力30kg以上	776
		処理能力30kg未満	23,196
	洗浄脱液乾燥機 (ホットタイプ)	処理能力30kg以上	277
		処理能力30kg未満	1,256
	その他		338

傾 向**テトラクロロエチレン**

- 使用施設数および台数は、平成元年度以降減少傾向が続いている
- 廃液処理装置の設置施設は1,766施設（81.3%）、設置台数は2,081台（83.5%）である
- 活性炭吸着式排気回収装置の設置状況は、ドライ機の処理能力の合計が30kg以上の施設397施設中307施設（77.3%）となった

石油系溶剤

- 使用施設数および台数は、平成12年度以降減少している
- ドライチェッカーを導入している施設は6,430施設（28.9%）

HCFC類（フッ素系／代替フロン）

- 使用施設数および台数は、平成18年度以降減少している
- 代替フロンとして利用されているが、オゾン破壊係数が0でないことから、政府の削除スケジュールが立てられており、2020年までに全廃される

HFC-365mfc（フッ素系）

- 1,1,1,3,3-ペンタフルオロブタンのことで、ソルカンの通称で知られる。平成26年度から新設項目となった

1,1,1-トリクロロエタン

- 使用施設数および台数は、平成12年度以降減少している

CFC-113（フッ素系）

- 使用施設数および台数は、平成12年度以降減少している
- 1,1,1-トリクロロエタンと同様に、オゾン層保護法により平成7年末で生産が全廃されているため今後も減少し、将来は使用されなくなると考えられる

その他の溶剤

- 平成26年度の使用施設数および台数は、167施設（0.7%）・184台（0.6%）となる

平成26年度テトラクロロエチレンの使用管理状況

	平成26年度	平成24年度
施 設 数	2,171	2,522
台 数	2,491	2,882
廃液処理装置設置施設数	1,766	2,012
	81.3%	79.8%
廃液処理装置設置台数	2,081	2,393
	83.5%	83.0%
ドライ機の処理能力の合計が 30kg以上の施設のうち活性 炭吸着式排気回収装置を設置 (設置施設数／対象施設数)	307/397 (77.3%)	326/441 (73.9%)

5-6. 都道府県クリーニング組合名簿

北海道クリーニング生活衛生同業組合	☎011-731-6700 〒065-0014 札幌市東区北十四条東 12-1-3
青森県クリーニング生活衛生同業組合	☎017-781-0886 〒038-0003 青森市大字石江字三好 120-13
岩手県クリーニング生活衛生同業組合	☎019-637-1344 〒020-0839 盛岡市津志田南 2-4-31
秋田県クリーニング生活衛生同業組合	☎018-893-5722 〒010-0922 秋田市旭北栄町 1-5 秋田県社会福祉会館 6 階 2
山形県クリーニング業生活衛生同業組合	☎023-641-5128 〒990-0032 山形市小姓町 4-17
宮城県クリーニング生活衛生同業組合	☎022-361-0163 〒985-0841 多賀城市鶴ヶ谷 1-4-1
福島県クリーニング生活衛生同業組合	☎024-593-0570 〒960-8166 福島市仁井田字前林川原 18-1
茨城県クリーニング生活衛生同業組合	☎029-221-8343 〒310-0912 水戸市見川 2-60-6
栃木県クリーニング業生活衛生同業組合	☎028-622-7527 〒320-0032 宇都宮市昭和 1-3-10-405
群馬県クリーニング生活衛生同業組合	☎027-231-1690 〒371-0027 前橋市平和町 1-4-22
埼玉県クリーニング生活衛生同業組合	☎048-622-0674 〒331-0061 さいたま市西区西遊馬 1270-1
千葉県クリーニング生活衛生同業組合	☎043-246-7722 〒261-0001 千葉市美浜区幸町 2-19-21
新潟県クリーニング生活衛生同業組合	☎025-229-1941 〒951-8111 新潟市中央区北浜通一番町 390 番 8
長野県クリーニング生活衛生同業組合	☎026-267-4050 〒380-0834 長野市問御所町 1241-1 信越ビル 701
山梨県クリーニング生活衛生同業組合	☎055-252-9072 〒400-0025 甲府市朝日 1-9-10
東京都クリーニング生活衛生同業組合	☎03-3813-4251 〒112-0004 文京区後楽 2-3-10 白王ビル 2 階
神奈川県クリーニング生活衛生同業組合	☎045-201-7544 〒231-0003 横浜市中区北仲通 2-20
静岡県クリーニング生活衛生同業組合	☎054-252-0455 〒420-0858 静岡市葵区伝馬町 20-11
愛知県クリーニング生活衛生同業組合	☎052-741-5334 〒464-0854 名古屋市千種区大久手町 5-11
三重県クリーニング生活衛生同業組合	☎059-227-5016 〒514-0026 津市新東町塔世 826
岐阜県クリーニング業生活衛生同業組合	☎058-273-7727 〒500-8289 岐阜市須賀 4-8-4
富山県クリーニング生活衛生同業組合	☎076-461-3733 〒930-0039 富山市東町 3-2-17 富山県浴場会館 3 階
石川県クリーニング生活衛生同業組合	☎076-233-1241 〒920-0016 金沢市諸江町中丁 467-2

- 福井県クリーニング業生活衛生同業組合 ————— ☎0776-23-4044
〒910-0006 福井市中央 1-6-22 大丸ビル 4 階
- 滋賀県クリーニング生活衛生同業組合 ————— ☎077-522-3824
〒520-0806 大津市打出浜 13-22 生衛会館内
- 京都府クリーニング生活衛生同業組合 ————— ☎075-313-0380
〒601-8301 京都市南区吉祥院西ノ庄西浦町 77
- 奈良県クリーニング業生活衛生同業組合 ————— ☎0742-33-2180
〒630-8123 奈良市三条大宮町 1-12 生衛会館内
- 和歌山県クリーニング業生活衛生同業組合 ————— ☎073-432-2817
〒640-8045 和歌山市ト半町 33
- 大阪府クリーニング生活衛生同業組合 ————— ☎072-923-0988
〒581-0061 八尾市春日町 2-1-25
- 兵庫県クリーニング生活衛生同業組合 ————— ☎078-322-2121
〒650-0021 神戸市中央区三宮町 1-9-1-1308
- 岡山県クリーニング生活衛生同業組合 ————— ☎086-224-8530
〒700-0861 岡山市北区清輝橋 2-1-6
- 鳥取県クリーニング生活衛生同業組合 ————— ☎0857-26-9431
〒680-0801 鳥取市松並町 2-160 城北ビル 109 号
- 島根県クリーニング生活衛生同業組合 ————— ☎0852-21-4652
〒690-0882 松江市大輪町 414-9 県職員宿舍 4 号棟 413 号室
- 広島県クリーニング生活衛生同業組合 ————— ☎082-234-1755
〒730-0856 広島市中区河原町 1-26
- 山口県クリーニング業生活衛生同業組合 ————— ☎083-922-3190
〒753-0044 山口市鰯石町 3-25
- 香川県クリーニング業生活衛生同業組合 ————— ☎087-861-3296
〒760-0080 高松市木太町 2 区 1793-1
- 愛媛県クリーニング業生活衛生同業組合 ————— ☎089-922-1912
〒790-0811 松山市本町 7-2 愛媛県本町ビル 2 階
- 徳島県クリーニング生活衛生同業組合 ————— ☎088-668-5281
〒770-8074 徳島市八万町下福万 5-1
- 高知県クリーニング生活衛生同業組合 ————— ☎088-831-1327
〒780-8015 高知市百石町 1-16-1
- 福岡県クリーニング生活衛生同業組合 ————— ☎092-436-2688
〒812-0016 福岡市博多区博多駅南 2-8-16-706
- 佐賀県クリーニング生活衛生同業組合 ————— ☎0952-23-7245
〒840-0054 佐賀市水ヶ江 5-3-13
- 長崎県クリーニング生活衛生同業組合 ————— ☎095-814-8252
〒852-8103 長崎市緑町 7-6 松浦ビル 3 階
- 熊本県クリーニング生活衛生同業組合 ————— ☎096-326-1281
〒860-0001 熊本市中央区千葉城町 3-21 千葉城ビル 2 階
- 大分県クリーニング生活衛生同業組合 ————— ☎097-574-9318
〒870-0022 大分市大手町 2-5-15 文化堂ビル 1 階
- 宮崎県クリーニング生活衛生同業組合 ————— ☎0985-26-5450
〒880-0802 宮崎市別府町 3-1 宮崎日赤会館 1 階
- 鹿児島県クリーニング生活衛生同業組合 ————— ☎099-251-4466
〒890-0051 鹿児島市高麗町 27-22
- 沖縄県クリーニング業生活衛生同業組合 ————— ☎098-880-2349
〒901-1111 島尻郡南風原町兼城 677-6 エーエムマンション 101

5-7. 都道府県衛生主管課名簿

北海道保健福祉部健康安全局食品衛生課	☎011-204-5260 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
青森県健康福祉部保健衛生課	☎017-734-9213 〒030-8570 青森市長島1-1-1
岩手県環境生活部県民くらしの安全課	☎019-629-5360 〒020-8570 盛岡市内丸10-1
宮城県環境生活部食と暮らしの安全推進課	☎022-211-2645 〒980-8570 仙台市青葉区本町3-8-1
秋田県生活環境部生活衛生課	☎018-860-1592 〒010-8570 秋田市山王4-1-1
山形県環境エネルギー部危機管理・くらし安心局食品安全衛生課	☎023-630-2329 〒990-8570 山形市松波2-8-1
福島県保健福祉部食品生活衛生課	☎024-521-7243 〒960-8670 福島市杉妻町2-16
茨城県保健福祉部生活衛生課	☎029-301-3418 〒310-8555 水戸市笠原町978-6
栃木県保健福祉部生活衛生課	☎028-623-3110 〒320-8501 宇都宮市塙田1-1-20
群馬県健康福祉部食品安全局衛生食品課	☎027-226-2445 〒371-8570 前橋市大手町1-1-1
埼玉県保健医療部生活衛生課	☎048-830-3613 〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1
千葉県健康福祉部衛生指導課	☎043-223-2627 〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1
東京都福祉保健局健康安全部環境保健衛生課	☎03-5320-4385 〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1
神奈川県保健福祉局生活衛生部環境衛生課	☎045-210-4950 〒231-8588 横浜市中区日本大通1
新潟県福祉保健部生活衛生課	☎025-280-5208 〒950-8570 新潟市中央区新光町4-1
富山県厚生部生活衛生課	☎076-444-3229 〒930-8501 富山市新総曲輪1-7
石川県健康福祉部薬事衛生課	☎076-225-1441 〒920-8580 金沢市鞍月1-1
福井県健康福祉部医薬食品・衛生課	☎0776-20-0355 〒910-8580 福井市大手3-17-1
山梨県福祉保健部衛生業務課	☎055-223-1488 〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1
長野県健康福祉部食品・生活衛生課	☎026-235-7153 〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2
岐阜県健康福祉部生活衛生課	☎058-272-8281 〒500-8570 岐阜市数田南2-1-1
静岡県健康福祉部生活衛生局衛生課	☎054-221-3281 〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6
愛知県健康福祉部保健医療局生活衛生課	☎052-954-6299 〒460-8501 名古屋市中区三の丸3-1-2

三重県健康福祉部食品安全課	☎059-224-2359 〒514-8570 津市広明町 13
滋賀県健康医療福祉部生活衛生課	☎077-528-3641 〒520-8577 大津市京町 4-1-1
京都府健康福祉部生活衛生課	☎075-414-4757 〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
大阪府健康医療部環境衛生課	☎06-6944-9180 〒540-8570 大阪市中央区大手前 2-1-22
兵庫県健康福祉部健康局生活衛生課	☎078-362-3254 〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5-10-1
奈良県くらし創造部消費・生活安全課	☎0742-27-8674 〒630-8501 奈良市登大路町 30
和歌山県環境生活部県民局食品・生活衛生課	☎073-441-2620 〒640-8585 和歌山市小松原通 1-1
鳥取県生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課	☎0857-26-7185 〒680-8570 鳥取市東町 1-220
島根県健康福祉部薬事衛生課	☎0852-22-6529 〒690-8501 松江市殿町 1
岡山県保健福祉部生活衛生課	☎086-226-7335 〒700-8570 岡山市北区内山下 2-4-6
広島県健康福祉局食品生活衛生課	☎082-513-3097 〒730-8511 広島市中区基町 10-52
山口県環境生活部生活衛生課	☎083-933-2970 〒753-8501 山口市滝町 1-1
徳島県危機管理部県民くらし安全局安全衛生課	☎088-621-2264 〒770-8570 徳島市万代町 1-1
香川県健康福祉部生活衛生課	☎087-832-3178 〒760-8570 高松市番町 4-1-10
愛媛県保健福祉部健康衛生局業務衛生課	☎089-912-2394 〒790-8570 松山市一番町 4-4-2
高知県健康政策部食品・衛生課	☎088-823-9671 〒780-8570 高知市丸ノ内 1-2-20
福岡県保健医療介護部保健衛生課	☎092-643-3279 〒812-8577 福岡市博多区東公園 7-7
佐賀県健康福祉本部生活衛生課	☎0952-25-7077 〒840-8570 佐賀市城内 1-1-59
長崎県県民生活部生活衛生課	☎095-895-2363 〒850-8570 長崎市江戸町 2-13
熊本県健康福祉部健康局業務衛生課	☎096-333-2245 〒862-8570 熊本市水前寺 6-18-1
大分県生活環境部食品安全・衛生課	☎097-506-3055 〒870-8501 大分市大手町 3-1-1
宮崎県福祉保健部衛生管理課	☎0985-44-2628 〒880-8501 宮崎市橘通東 2-10-1
鹿児島県保健福祉部生活衛生課	☎099-286-2784 〒890-8577 鹿児島市鴨池新町 10-1
沖縄県保健医療部生活衛生課	☎098-866-2055 〒900-8570 那覇市泉崎 1-2-2

5-8. 都道府県生活衛生営業指導センター名簿

- (公財) 北海道生活衛生営業指導センター ————— ☎011-615-2112
〒060-0042 札幌市中央区大通西16丁目2番地 北海道浴場会館1階
- (公財) 青森県生活衛生営業指導センター ————— ☎017-722-7002
〒030-0812 青森市堤町2丁目16番11号 理容会館1階
- (公財) 岩手県生活衛生営業指導センター ————— ☎019-624-6642
〒020-0883 盛岡市志家町3番13号 岩手県美容会館内
- (公財) 宮城県生活衛生営業指導センター ————— ☎022-343-8763
〒980-0011 仙台市青葉区上杉5丁目1-12 後藤コーポ107号
- (公財) 秋田県生活衛生営業指導センター ————— ☎018-874-9099
〒010-0922 秋田市旭北栄町1番5号 秋田県社会福祉会館6階
- (公財) 山形県生活衛生営業指導センター ————— ☎023-623-4323
〒990-0032 山形市小姓町4番17号 山形県生活衛生会館内
- (公財) 福島県生活衛生営業指導センター ————— ☎024-525-4085
〒960-8053 福島市三河南町1-20 コラッセふくしま7階
- (公財) 茨城県生活衛生営業指導センター ————— ☎029-225-6603
〒310-0011 水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県三の丸庁舎内
- (公財) 栃木県生活衛生営業指導センター ————— ☎028-625-2660
〒320-0027 宇都宮市埴田1-3-5 砂川ビル内
- (公財) 群馬県生活衛生営業指導センター ————— ☎027-224-1809
〒371-0025 前橋市紅雲町1丁目7番12号 群馬県住宅供給公社ビル4階
- (公財) 埼玉県生活衛生営業指導センター ————— ☎048-863-1873
〒330-0063 さいたま市浦和区高砂4-4-17 食環センター2階
- (公財) 千葉県生活衛生営業指導センター ————— ☎043-307-8272
〒260-0854 千葉市中央区長洲1-15-7 千葉県森林会館内
- (公財) 東京都生活衛生営業指導センター ————— ☎03-3445-8751
〒150-0012 渋谷区広尾5-7-1 東京都広尾庁舎内
- (公財) 神奈川県生活衛生営業指導センター ————— ☎045-212-1102
〒231-0005 横浜市中区本町3-24-2 ニュー本町ビル9階
- (公財) 新潟県生活衛生営業指導センター ————— ☎025-378-2540
〒951-8106 新潟市中央区東大畑通1番町490-13 理容美容福祉会館2階
- (公財) 富山県生活衛生営業指導センター ————— ☎076-442-0285
〒930-0855 富山市赤江町1番7号
- (公財) 石川県生活衛生営業指導センター ————— ☎076-259-6510
〒921-8105 金沢市平和町1丁目3番1号 石川県平和町庁舎B館3階
- (公財) 福井県生活衛生営業指導センター ————— ☎0776-25-2064
〒910-0003 福井市松本3-16-10 福井県職員会館ビル3F
- (公財) 山梨県生活衛生営業指導センター ————— ☎055-232-1071
〒400-0863 甲府市南口町4-8 山梨県理容会館2階
- (公財) 長野県生活衛生営業指導センター ————— ☎026-235-3612
〒380-0872 長野市南長野字宮東426-1 長野県建築士会館3階301号
- (公財) 岐阜県生活衛生営業指導センター ————— ☎058-216-3670
〒500-8384 岐阜市藪田南5-14-12 岐阜県シンクタンク庁舎3F
- (公財) 静岡県生活衛生営業指導センター ————— ☎054-272-7396
〒420-0034 静岡市葵区常磐町3-3-9 静岡市衛生会館1階
- (公財) 愛知県生活衛生営業指導センター ————— ☎052-953-7443
〒461-0001 名古屋市中区三の丸3丁目2番1号 愛知県東大手庁舎6階

- (公財) 三重県生活衛生営業指導センター ————— ☎059-225-4181
〒514-0005 津市鳥居町251番地の5 2階
- (公財) 滋賀県生活衛生営業指導センター ————— ☎077-524-2311
〒520-0806 大津市打出浜13-22 滋賀県生活衛生会館内
- (公財) 京都府生活衛生営業指導センター ————— ☎075-722-2051
〒606-8221 京都市左京区田中西樋ノ口町90番地
- (公財) 大阪府生活衛生営業指導センター ————— ☎06-6943-5603
〒540-0012 大阪市中央区谷町1-3-1 双馬ビル801号
- (公財) 兵庫県生活衛生営業指導センター ————— ☎078-361-8097
〒650-0011 神戸市中央区下山手通6丁目3番28号 兵庫県中央労働センター5階
- (公財) 奈良県生活衛生営業指導センター ————— ☎0742-33-3140
〒630-8123 奈良市三条大宮町1番12号
- (公財) 和歌山県生活衛生営業指導センター ————— ☎073-431-0657
〒640-8045 和歌山市ト半町33 生衛食肉会館2階
- (公財) 鳥取県生活衛生営業指導センター ————— ☎0857-29-8590
〒680-0801 鳥取市松並町2丁目160番地 城北ビル109号
- (公財) 島根県生活衛生営業指導センター ————— ☎0852-26-0651
〒690-0882 松江市大輪町420-1 島根県大輪町団体ビル2階
- (公財) 岡山県生活衛生営業指導センター ————— ☎086-222-3598
〒700-0813 岡山市北区石関町2-1 岡山県総合福祉会館7階
- (公財) 広島県生活衛生営業指導センター ————— ☎082-532-1200
〒730-0856 広島市中区河原町1番26号 広島県環衛ビル
- (公財) 山口県生活衛生営業指導センター ————— ☎083-928-7512
〒753-0814 山口市吉敷下東3丁目1番1号
- (公財) 徳島県生活衛生営業指導センター ————— ☎088-623-7400
〒770-0933 徳島市南仲之町4丁目18番地 鳥獣センタービル1階
- (公財) 香川県生活衛生営業指導センター ————— ☎087-862-3334
〒760-0018 高松市天神前6番34号 村瀬ビル3階
- (公財) 愛媛県生活衛生営業指導センター ————— ☎089-924-3305
〒790-0811 松山市本町7丁目2番地 愛媛県本町ビル2階
- (公財) 高知県生活衛生営業指導センター ————— ☎088-855-5100
〒780-0822 高知市はりまや町3丁目7番6号 パームサイドビル2階
- (公財) 福岡県生活衛生営業指導センター ————— ☎092-651-5115
〒812-0044 福岡市博多区千代1-2-4 福岡生活衛生食品会館3階
- (公財) 佐賀県生活衛生営業指導センター ————— ☎0952-25-1432
〒840-0826 佐賀市白山1丁目2番13号 諸永ビル3階
- (公財) 長崎県生活衛生営業指導センター ————— ☎095-824-6329
〒850-0033 長崎市万才町10番16号 パーキングビル川上3階
- (公財) 熊本県生活衛生営業指導センター ————— ☎096-362-3061
〒862-0959 熊本市中央区白山1-4-9 末永ビル2階
- (公財) 大分県生活衛生営業指導センター ————— ☎097-537-4858
〒870-0023 大分市長浜町1丁目12-3 今田ビル3階
- (公財) 宮崎県生活衛生営業指導センター ————— ☎0985-25-1466
〒880-0802 宮崎市別府町3番1号 宮崎日赤会館2階
- (公財) 鹿児島県生活衛生営業指導センター ————— ☎099-222-8332
〒892-0846 鹿児島市加治屋町11-2 鶴丸技芸ビル2階
- (公財) 沖縄県生活衛生営業指導センター ————— ☎098-891-8960
〒901-0152 那覇市宇小禄662番 沖縄県生活衛生研修センター内

5-9. 関連官公庁・関連機関等電話帳

官庁・国会・消費者団体等

厚生労働省	03-5253-1111
総務省	03-5253-5111
経済産業省/中小企業庁	03-3501-1511
環境省	03-3581-3351
中小企業庁	03-3501-1511
日本政策金融公庫	03-3270-1361
全国中小企業団体中央会	03-3523-4901
国民生活センター	03-3446-0999
(一財)日本消費者協会	03-5282-5311
(公社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会	03-3718-4678

福利厚生関係

全国クリーニング業国民年金基金	03-3351-2181
全国クリーニング業企業年金基金	03-5362-7401
(一財)全国中小企業共済財団	03-3264-1511
社会福祉法人中央共同募金会	03-3581-3846

クリーニング関連団体

クリーンライフ協会	03-5362-7201
日本クリーニング環境保全センター	03-5362-7201
日本繊維製品・クリーニング協議会	03-5362-7201
(一社)日本リネンサプライ協会	03-3666-6571
(一社)日本病院寝具協会	03-5623-0321
(一財)洗濯科学協会	03-3756-0019
全国クリーニング協議会	03-3493-2130
日本クリーニング生産性協議会	03-3750-3455
(公社)全国ハウスクリーニング協会	03-5802-7031
全国おしぼり協同組合連合会	052-565-8168
全国ふとんクリーニング協会	03-3726-0872
日本ファー・スエードライフ協会	042-368-6182

マスコミ（業界紙等）

その他（ご自由に）

– 271 –